

平成 2 5 年度
自己点検・評価報告書



ACCREDITED
2014

平成 2 6 年 6 月
東洋食品工業短期大学

目 次

自己点検・評価報告書

1.自己点検・評価の基礎資料	1
2.自己点検・評価報告書の概要	17
3.自己点検・評価の組織と活動	19
4.提出資料・備付資料一覧	21
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	26
基準Ⅰの自己点検・評価の概要	26
基準Ⅰ-A 建学の精神	27
基準Ⅰ-B 教育の効果	29
基準Ⅰ-C 自己点検・評価	34
◇ 基準Ⅰについての特記事項	35
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	36
基準Ⅱの自己点検・評価の概要	36
基準Ⅱ-A 教育課程	37
基準Ⅱ-B 学生支援	46
◇ 基準Ⅱについての特記事項	61
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	62
基準Ⅲの自己点検・評価の概要	62
基準Ⅲ-A 人的資源	63
基準Ⅲ-B 物的資源	69
基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	72
基準Ⅲ-D 財的資源	74
◇ 基準Ⅲについての特記事項	76
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	77
基準Ⅳの自己点検・評価の概要	77
基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	78
基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	80
基準Ⅳ-C ガバナンス	84
◇ 基準Ⅳについての特記事項	86
選択的評価基準	87
2. 職業教育の取り組みについて	87

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、東洋食品工業短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成26年6月20日

理事長 三木 啓史

学長 古賀 守

A L O 竹之内 健

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

東洋食品工業短期大学の歴史は、昭和 13 年 4 月に東洋罐詰専修学校（本学前身）が高碕達之助に創立されたことに始まる。高碕達之助は現東洋製罐グループホールディングス株式会社の創業者で、戦後、電源開発総裁、通商産業大臣、経済企画庁長官にも就かれ、日本の産業育成、諸外国との国交回復に尽力した。

本学が創立された当時、日本国内では、みかん缶詰やさけ・ます缶詰、まぐろ油漬缶詰等が生産されはじめ、輸出缶詰は外貨獲得の貴重な手段でもあった。しかし、昭和初期の日本における缶詰の製造技術はレベルが低く、昭和 11 年には、アメリカに輸出したあさり缶詰で中毒死事件が発生した。当時、欧米諸国の缶詰業界を頻繁に視察していた高碕達之助は、欧米の缶詰と我が国の輸出缶詰の技術格差を痛感し、缶詰製造の基本である脱気・密封、殺菌、容器を、科学的な側面から分析・研究し直す必要があると考えた。一方、日本国内においては、缶詰産業が急速に発展・拡大した結果、缶詰製造技術者の不足は深刻な状況にあった。

「缶詰会社の共同の製缶工場」を社是とする東洋製罐の代表者として、缶詰事業を通じて社会に奉仕することを念願していた高碕達之助は、このような現状に対して、缶詰製造技術者を養成する缶詰学校の設立を決意し、昭和 13 年 3 月に財団法人東洋罐詰専修学校設置の認可を得た。

東洋罐詰専修学校は、「缶詰を通じて社会に奉仕し、国益を伸長する」という高碕達之助の理想と、缶詰技術の向上にける情熱を志のある若者に鼓吹し、健全な精神と優れた能力をもつ人材を育成することに教育の重点を置いた。募集に当たっては、全寮制を敷くとともに、学費も寮費も無償とした。

第二次世界大戦後、新しい学校教育制度が生まれ、私立学校法の公布により、法人が私立学校の設置者として認められる学校法人制度が発足した。東洋罐詰専修学校は教育設備の充実を図っており、優れた教育施設で十分な教育を受けた卒業生は知識・技術ともに大学の卒業生と遜色なく、就職後も企業の中堅として活躍し、食品業界から高く評価されていた。こうしたことから、昭和 36 年 3 月、学校法人東洋食品工業短期大学の設置が認可され、同年 4 月、東洋食品工業短期大学として開学する運びとなった。また、昭和 37 年 4 月には、研究部門を分離して財団法人東洋食品研究所（現公益財団法人東洋食品研究所）を新たに発足させ、広範な食品研究に邁進することとなった。以来、東洋食品研究所とは強い連携をもって容器詰め食品の教育・研究に当たっている。

缶詰の製造技術は脱気・密封等の工学的技術のみにとどまらず、内容物の加工等を含めた広大な食品科学分野におよぶ技術・知識の修得が必要な時代になってきた。こ

のような時代要請に沿って東洋食品工業短期大学は、食品の加工および貯蔵法の学理と技術の教授・研究を行い、教養高く実践性に富む有為な人材を育成し、人類の福祉と発展に寄与することを目的として鋭意、教育・研究活動が続けてきた。本学は、東洋罐詰専修学校創立以来 75 年にわたり、一貫して缶詰業界に有為な人材を送り出しており、その数は 1,718 名にも上る。全国各地の缶詰製造企業において中堅技術者として信頼を集めてきたが、現在は、卒業生は缶詰業界のみならず、食品産業のあらゆる製造現場に活躍の場を拡げている。

そして 21 世紀、本学は創立者の遺志を引き継ぎつつ、更なる発展と社会への貢献を目指し、施設・設備のリニューアル、教育実習棟の新設、教育課程等の大幅な見直しを行い、学科名を缶詰製造科から包装食品工学科と変更し、新世紀に向けた教育・研究体制の構築に邁進している。

なお、東洋罐詰専修学校および東洋食品工業短期大学の沿革は別表のとおりである。

沿 革

1938(昭和 13)年	4 月	東洋罐詰専修学校が発足
1948(昭和 23)年	3 月	10 周年記念式典を挙行
1958(昭和 33)年	10 月	20 周年記念式典を挙行 同窓会「アピール会」が発足
1961(昭和 36)年	4 月	東洋食品工業短期大学が開学、「缶詰製造科」を設置
1962(昭和 37)年	4 月	研究部門を分離・独立させ、財団法人東洋食品研究所を設立
1965(昭和 40)年	4 月	高碕記念図書館が完成
1968(昭和 43)年	3 月	学生会館（体育館）が完成
	4 月	30 周年記念式典を挙行
1971(昭和 46)年	9 月	学生会が発足、クラブ活動もスタート
1978(昭和 53)年	3 月	40 周年記念式典を挙行
1988(昭和 63)年	3 月	50 周年記念式典・講演会を開催
	7 月	新・斉志寮が完成
1998(平成 10)年	3 月	60 周年記念式典・講演会を開催
2006(平成 18)年	3 月	学校教育法の改正に伴い、短期大学士（食品工学）の学位授与を開始
2007(平成 19)年	4 月	学科名を「包装食品工学科」に改称。密封技術コースと食品製造技術コースの 2 コース制を導入
	9 月	本館および高碕記念図書館の耐震化工事、バリアフリー化工事、リニューアル工事が完了
2008(平成 20)年	2 月	新体育館およびカフェテリアが完成
	3 月	財団法人短期大学基準協会から第三者評価適格認定
	4 月	男女共学化のスタート
	9 月	タイ王国から短期研修生の受け入れを開始
	11 月	70 周年記念式典・講演会を開催
2009(平成 21)年	9 月	グラウンドのリニューアル工事が完了
2010(平成 22)年	2 月	本学生のタイ王国への短期研修(派遣)制度がスタート
2011(平成 23)年	10 月	社会人育成コースを開始
	11 月	短期大学昇格 50 周年記念講演会を開催 高碕芳郎教育支援基金創設
2012(平成 24)年	9 月	社会人育成コースで履修証明プログラムが開始される

2013(平成 25)年	7 月	新教育実習棟(南館)が完成 1F : アセプティック飲料充填実習室・カップ充填実習室 2F : 教員室
	10 月	アセプティック飲料充填設備が竣工

(2) 学校法人の概要

(平成26年5月1日現在)

教育機関名	所在地	入学定員 (人)	収容定員 (人)	在籍者数 (人)
東洋食品工業短期大学	兵庫県川西市南花屋敷 4丁目23番2号	35	70	68

(3) 学校法人・短期大学の組織図

(平成26年5月1日現在)

専任教員 (人)	非常勤教員 (人)	専任職員 (人)	非常勤職員 (人)
19	10	10	0

・組織図

(平成26年5月1日現在)



（４）立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

東洋食品工業短期大学は、阪急宝塚線およびＪＲ福知山線沿線に位置し、兵庫県川西市のＪＲ川西池田駅の西方約１kmの南花屋敷に所在する。

本学は、川西市に本拠地を置く唯一の大学であり、平成21年は川西市と連携協力に関する協定を締結し、以後、市とは協力関係にある。

川西市は、兵庫県の東南部（大阪府と兵庫県の県境）に位置し、東は大阪府池田市、西は宝塚市、南は伊丹市、北は猪名川町に隣接している。人口は約１６万人であり、阪神間を通勤圏とするベッドタウンである。

市の中心部である阪急川西能勢口駅周辺では、鉄道高架事業や市街地再開発事業が行われ、都市機能と商業機能の向上が図られている。

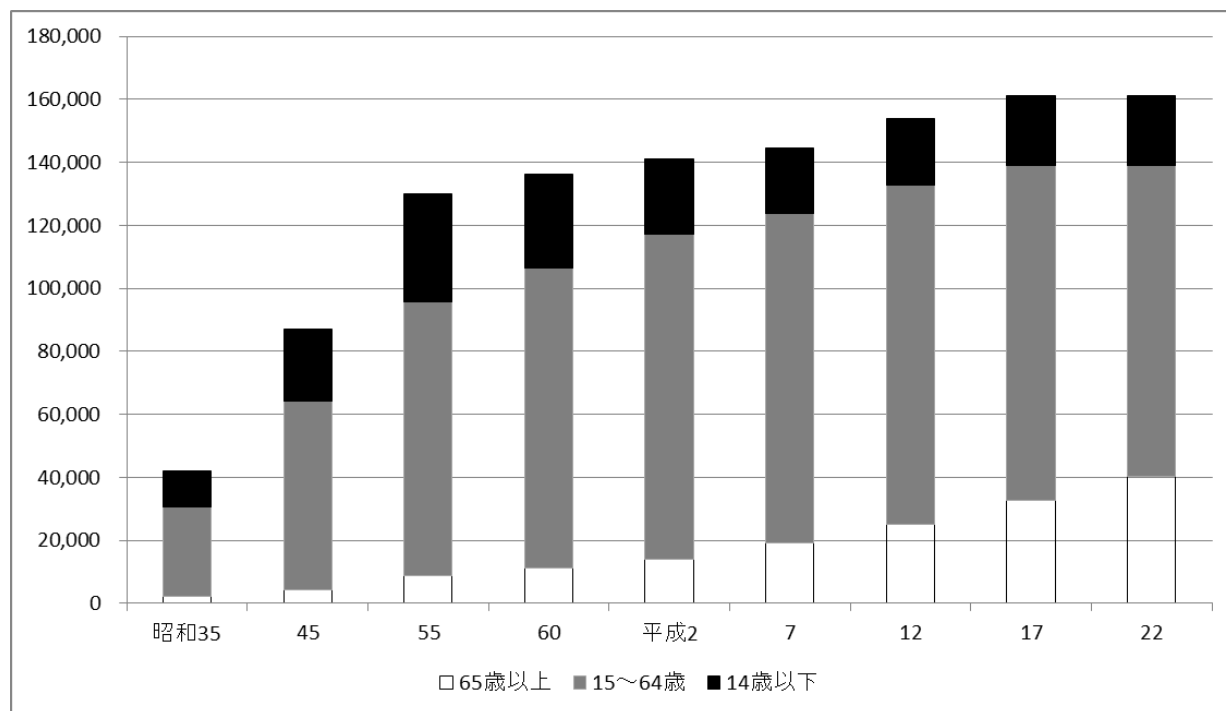
中南部は、閑静な住宅街が広がる一方、清和源氏発祥の地として有名な多田神社、弥生時代の暮らしを物語る加茂遺跡や栄根遺跡等、数多くの名所旧跡が点在している。

北部は、多くの山々や猪名川などの自然環境にも恵まれており、一庫ダム周辺地域には兵庫県立一庫公園が整備されている。

ａ）立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

川西市は、高度経済成長期に、いわゆる大都市郊外都市の典型として発展し、ニュータウンの開発が相次いで行われるなど、住宅都市として発展してきている。

人口は、昭和30年代中頃から急増し、平成12年までは増加傾向にあったが、平成17年以降は約16万人で推移し、現在は微減の状況となっている。また、15歳未満の年少人口が減少、65歳以上の高齢者人口は急速に増加しており、少子・高齢化が進行している。



b) 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合(下表)

地域	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
北海道					1	2	1	3	1	3
東北	5	14	3	8	3	7	4	11	4	13
関東	1	3			3	7	1	3		
中部	5	14	4	11	9	21	10	26	7	23
大阪府	5	14	5	14	9	21	5	13	2	7
兵庫県	7	19	12	32	11	26	9	24	6	20
近畿他	1	3	3	8			1	3		
中国	2	5	2	5			2	5	3	10
四国	3	8	2	5	2	5			1	3
九州・沖縄	8	22	6	16	4	9	5	13	6	20
その他					1	2				
合 計	37		37		43		38		30	

c) 地域社会のニーズ

本学は、川西市に本拠地を置く唯一の大学であり、平成21年に川西市と連携協力に関する協定を締結し、以後、市とは協力関係にあり、また、地域住民からも、住民の教養向上、文化振興の充実などを常に求められているものと考え、学校運営を行っている。

そのような要請・要望に対し、川西市、川西市商工会及び宝塚市の後援で、食の安全等をテーマとした定例講演会の開催、大学施設の開放等を行い、地域住民から好評を博している。

d) 地域社会の産業の状況

川西市は、高度経済成長期に、いわゆる大都市郊外都市の典型として発展し、ニュータウンの開発が相次いで行われるなど、住宅都市として発展してきている。

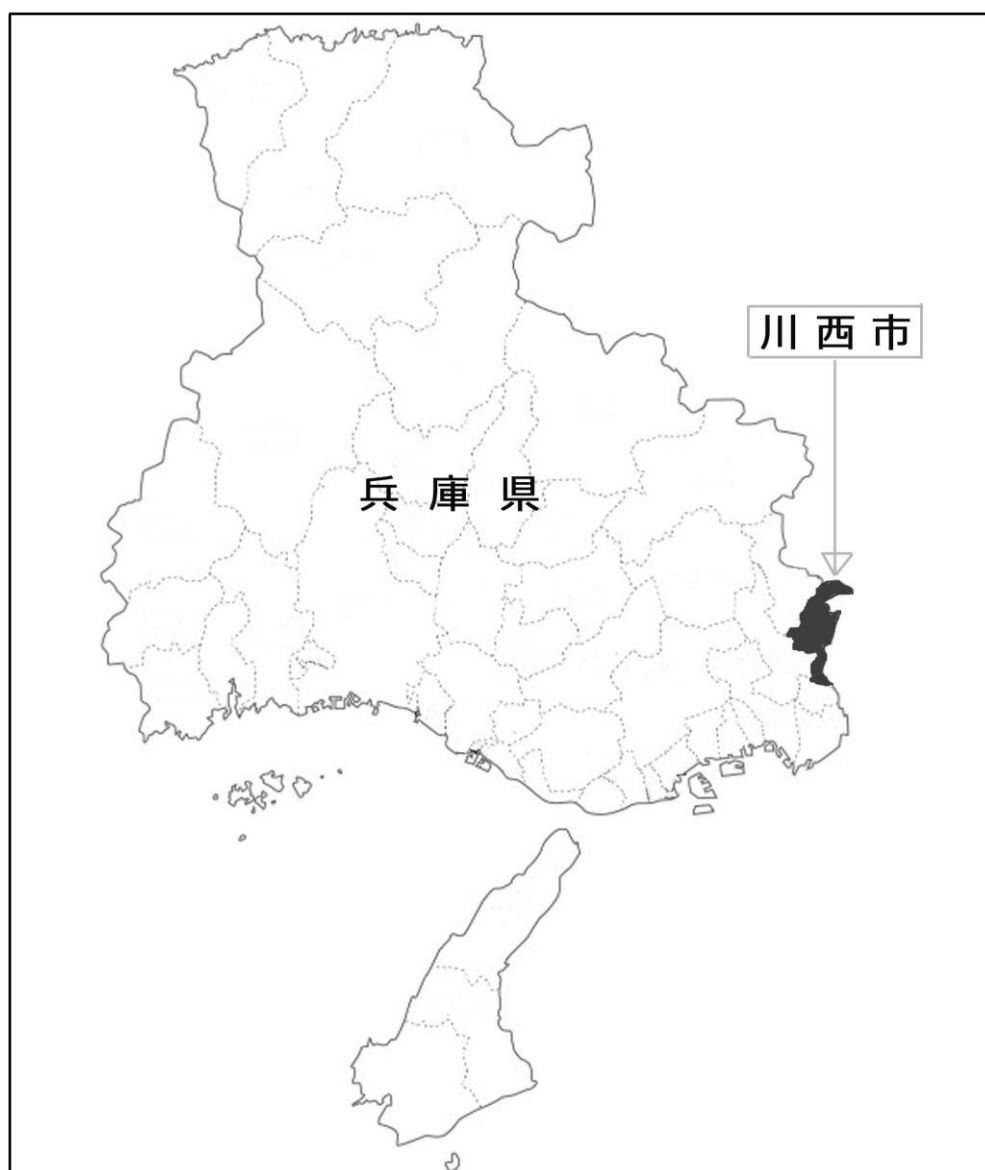
そういった経緯から、川西市の産業は現在、サービス業及び卸売・小売業、不動産業が、事業所数の8割、総生産額の6割以上を占めている。

産業分野別の状況は、下記の通りである。

- ・ 商業 高度経済成長期に市内ターミナル駅付近の再開発等が進んだことで第3次産業が大きく発展したものの、現在は、近隣他都市への相次ぐ大規模小売店進出、永らく続く景気低迷、店主の高齢化や後継者不足により、地域に根ざした商業が衰退傾向にある。

- ・ 工業 小・中規模の事業所数の割合が高い傾向にあり、景気低迷期に廃業や移転が相次いでいる。それにより空地となった土地では住宅開発が進み、住工混在が顕著となったことで操業環境の更なる悪化が進むなど、工業全体が衰退傾向にある。
- ・ 農業 農林産物の大消費地である阪神間に近接していることもあり、「キクナ」や「ホウレンソウ」の軟弱野菜、米、いちじく、桃、切り花や切り枝、北摂栗など、数多くの農産物が生産され、市場へ出荷されている。また、里山のクヌギやコナラなどを活用した「菊炭」や「原木シイタケ」の生産も行われているなど、農業は盛んである。

短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

① 前回の第三者評価結果で指摘された事項への対応について

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対 策	成 果
評価領域 VI 研究 貴学の特色を生かした研究内 容で、科学研究費補助金等の 競争的資金獲得に向けての努 力をすべきである。	平成19年度より毎年、科 学研究費補助金の申請 を積極的に行ってきた。	平成22年度に1件の科 学研究費補助金の申請 が認可された。

② 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対 策	成 果
特になし		

(6) 学生データ

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

事 項	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
入学定員	35	35	35	35	35	
入学者数	37	43	38	30	38	
入学定員充足率 (%)	105	122	108	85	108	
収容定員	70	70	70	70	70	
在籍者数	76	78	83	65	68	
収容定員充足率 (%)	108	111	118	92	97	

② 卒業者数(人)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
包装食品工学科	32	36	30	43	33

③ 退学者数(人)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
包装食品工学科	3	4	2	5	2

④ 休学者数(人)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
包装食品工学科	1	0	0	0	0

⑤ 就職者数(人)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
包装食品工学科	29	30	28	39	31

⑥ 進学者数(人)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
包装食品工学科	1	3	1	1	0

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

① 教員組織の概要(人)

(平成26年5月1日現在)

学科等名	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 (イ)	短期大学全体 の入学定員に 応じて定める 専任教員数 (ロ)	設置基準 で定める 教授数	助手	非常勤 教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
包装食品工学科	7	2	7	3	19	7		3		10	農学 関係
小 計	7	2	7	3	19	① 7		③ 3		10	
(その他の組織等)											
短期大学全体の入学 定員に応じて定める 専任教員数 (ロ)							② 2	④ 1			
合 計	7	2	7	3	19	①+② 9		③+④ 4		10	

② 教員以外の職員の概要(人)

(平成26年5月1日現在)

	専 任	兼 任	計
事務職員	6		6
技術職員		1	1
図書館 専門事務職員	1		1
その他の職員	2		2
計	9	1	10

③ 校地等 (㎡)

区分	専用(㎡)	共用(㎡)	共有する 他の学校等 の専用(㎡)	計(㎡)	基準面積 (㎡) 〔注〕	在籍学生 一人当たり の面積(㎡)	備考(共有 の状況等)
校舎敷地	9,594	0	0	9,594	700	216	
運動場用地	5,100	0	0	5,100			
小計	14,694	0	0	14,694			
その他	0	0	0	0			
合計	14,694	0	0	14,694			

〔注〕：短期大学設置基準上必要な面積

④ 校舎 (㎡)

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	計	基準面積 (㎡)〔注〕	備考(共有 の状況等)
校舎	3,310	0	3,310	2,000	

〔注〕：短期大学設置基準上必要な面積

⑤ 教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
2	1	15	1	0

⑥ 専任教員研究室（室）

専任教員研究室
1

⑦ 図書・設備

学科	図書 (冊)	学術雑誌(種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
			電子 ジャーナル			
包装食品 工学科	28,230	16,995	0	239	84	0
合計	28,230	16,995	0	239	84	0

図書館	面積(m ²)	閲覧席数	収納可能冊数
	531	24	46,000
体育館	面積(m ²)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	1,149	グラウンド テニスコート トレーニングルーム(体育館に併設)	

(8) 短期大学の情報の公表について

① 教育情報の公表について

	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	本学ウェブサイト※
2	教育研究上の基本組織に関する事	本学ウェブサイト※
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	本学ウェブサイト※
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	本学ウェブサイト※
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	本学ウェブサイト※
6	学習の成果に係る評価及び卒業または修了の認定に当たっての基準に関する事	本学ウェブサイト※
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	本学ウェブサイト※
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	本学ウェブサイト※ 入学試験要項
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	本学ウェブサイト※

※ <http://www.toshoku.ac.jp/outline/disclosure.html>

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 表 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	本学ウェブサイト ※ 本学掲示板

※ <http://www.toshoku.ac.jp/outline/disclosure.html>

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

本学唯一の学科である包装食品工学科の学習成果は、以下のように定められている。

基礎的な素養を身につけ、教養高い人材となるため、

- ・自主的、継続的な学習習慣を身につけ、科学的・工学的素養、思考力、倫理観、行動力を備える。
- ・一般的教養並びにコミュニケーション能力などの基礎を学習し、国際的な交流にも対応できる幅広い視野を身につける。
- ・少人数教育を活かし、礼儀、協調性、責任感、忍耐力を備えた豊かな人間性を身につける。

専門性の高い技術を身につけ、実践性に富む技術者となるため、

- ・包装食品技術に関する幅広い知識を身につけた食の安全・安心を担える技術者になる。
- ・食品加工に関する幅広い知識と充填・密封・殺菌の基礎技術を身につけた実践的な技術者になる。
- ・資格に裏打ちされた、国際的に通用する技術者になる。

本学の学習成果は科目との対応づけがなされており、各科目の修得目標を達成させることが、学習成果の向上・充実につながっている。

本学は少人数教育を特色としており、豊富な財的資源の基に、教員の人的資源、教育設備の物的資源を充実させ、カリキュラム委員会等が中心となって、個々の学生の習得状況や個性に応じた個別指導を行い、学習成果の向上・充実を図っている。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム

いずれも実施していない。

(11) 公的資金の適正管理の状況

公的資金の取り扱いについては、「研究費の取扱いに関する規定」に基づき、学長を最高管理責任者、総務部長を統括管理責任者、包装食品工学科長・図書館長・事務室長を各々部局責任者として、適正に運営及び管理を行う体制を構築している、

(12) 理事会・評議員会ごとの開催状況(23年度～25年度)

理事会開催状況

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員(a)		出席 理事数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	7～10人	7人	平成23年5月18日 13:00 ～ 15:00	6人	85.7%	1人	2/2
		7人	平成23年10月6日 10:30 ～ 12:00	5人	71.4%	2人	1/2
		7人	平成23年11月24日 13:00 ～ 15:30	6人	85.7%	1人	2/2
		7人	平成24年3月8日 13:00 ～ 15:00	5人	71.4%	2人	2/2
		7人	平成24年5月28日 13:00 ～ 14:30	5人	71.4%	2人	2/2
		7人	平成24年6月22日 14:00 ～ 15:00	5人	71.4%	2人	2/2
		7人	平成24年11月19日 13:00 ～ 15:30	6人	85.7%	1人	2/2
		7人	平成25年3月7日 15:00 ～ 17:00	5人	71.4%	2人	2/2
		7人	平成25年5月20日 13:00 ～ 14:30	4人	57.1%	3人	2/2
		7人	平成25年11月18日 13:00 ～ 14:30	6人	85.7%	1人	2/2
		7人	平成26年3月6日 15:00 ～ 17:00	6人	85.7%	1人	2/2

評議員会開催状況

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員(a)		出席 評議員数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
評議員会	21～28人	22人	平成23年5月20日 13:00 ～ 14:30	12人	54.5%	10人	2/2
		22人	平成23年11月24日 16:00 ～ 17:00	15人	68.2%	5人	1/2
		20人	平成24年3月8日 10:00 ～ 11:30	12人	60.0%	9人	2/2
		21人	平成24年5月28日 15:00 ～ 16:00	14人	66.7%	7人	2/2
		22人	平成25年3月7日 10:00 ～ 11:30	12人	54.5%	9人	2/2
		22人	平成25年5月22日 13:00 ～ 14:30	14人	63.6%	7人	2/2
		22人	平成25年11月18日 10:00 ～ 11:00	12人	54.5%	10人	2/2
		22人	平成25年3月6日 10:00 ～ 12:00	9人	40.9%	12人	2/2

2.自己点検・評価報告書の概要

基準Ⅰの自己点検・評価の概要

本学は、缶詰技術者の養成と缶詰技術の研究を通じて食品産業に貢献することで、人類の福祉と発展に寄与することを目的として設立された。そのため、「理論と実際技術をあわせ修め、勤労を尊ぶ優秀な技術者を育成する」ことを教育理念とし、「誠実と勤労の精神を根底においた人格教育」を建学の精神とした。

各観点に照らし合わせて問題となる課題はないが、包装食品工学を取り巻く、国内外の社会的・技術的状況は、近年大きく変化しており、これらの変化に対応するように本学の教育課程の学習成果、および各科目の学習成果を見直していくことが求められる。これについては、変化の方向をよく見定めた上で、全学的な改善に取り組んでいく改善計画の下、カリキュラム委員会が主体となって、社会的・技術的状況の調査とそれに基づく学習成果の見直しを進めていく。

基準Ⅱの自己点検・評価の概要

本学は少人数教育を生かして、学生個々に応じた学習支援、生活指導、進路支援等の学生支援活動を行っている。また、学生からの相談は何時でも受け付ける体制で学習指導などを行っている。

各観点に照らし合わせた課題と改善計画・行動計画として、下記が挙げられる。

- ・学習成果と科目との対応表並びに学習成果の定量化について、学生にはまだ通知していない。これについては、学生への期末成績通知の中で通知する改善計画の下、事務室が主体となって平成26年度から実施する行動計画を立てている。
- ・卒業後評価のためのアンケート調査については、卒業生および進路先からの評価データが十分に集まっておらず、分析評価するに至っていない。これについては、アンケート内容を再検討するとともに直接聞き取り方式も加え、調査を継続実施し、データが十分集まった時点で分析を行う改善計画の下、カリキュラム委員会が主体となってアンケートの継続実施とともに分析を実施する行動計画を立てている。
- ・学生が利用可能な学内LANは構築されてない。これについては、本学の規模における費用対効果の議論を経て構築を図っていく改善計画の下、事務室と総務部とが主体となって検討を進める行動計画を立てている。
- ・学内施設における障がい者への支援体制は、十分には整っていない。これについては、障がい者に対する実験・実習の進め方を踏まえた上で検討する改善計画の下、カリキュラム委員会が主体となって、教育課程の検討を行う行動計画を立てている。

基準Ⅲの自己点検・評価の概要

本学は開学以来、支援先の深い理解と協力の下、継続的かつ安定的な支援を受けて、定員充足率、学納金に頼らない運営を継続しており、健全な財務状態を継続できている。

各観点に照らし合わせた課題と改善計画として、下記が挙げられる。

- ・ S D活動に関する規定がまだ制定されていない。これについては、本学事務業務の実態に適した規定制定の検討を進める改善方針の下、事務室が主体となって、平成 26 年度の規定制定を目指す行動計画を立てている。
- ・ 教員研究について、本年度は科学研究費補助金等の外部資金を獲得できなかった。これについては、積極的に共同研究や受託研究を実施するとともに、科学研究費助成事業についても申請の努力を継続していく改善計画の下、包装食品工学科が主体となって、実施する行動計画を立てている。
- ・ 校舎の一部は構造的・スペース的制約が大きく、障がい者に対応していない。これについては、障がい者に対する実験・実習の進め方と併せて、学内での十分な検討を進める改善計画の下、総務部が主体となって、将来の校舎の建替え時における対策を検討する。
- ・ 学内 L A N 環境が構築されてない。これについては、本学の規模における費用対効果の議論を踏まえて設置に向けて十分に検討を行っていく改善計画の下、事務室が主体となって検討を進める行動計画を立てている。

基準Ⅳの自己点検・評価の概要

本学は創立以来、包装食品産業の技術者育成機関として、食品加工業界、包装容器業界等から高い支持を受け、毎年ほぼ 100%の高い就職率を維持することができている。

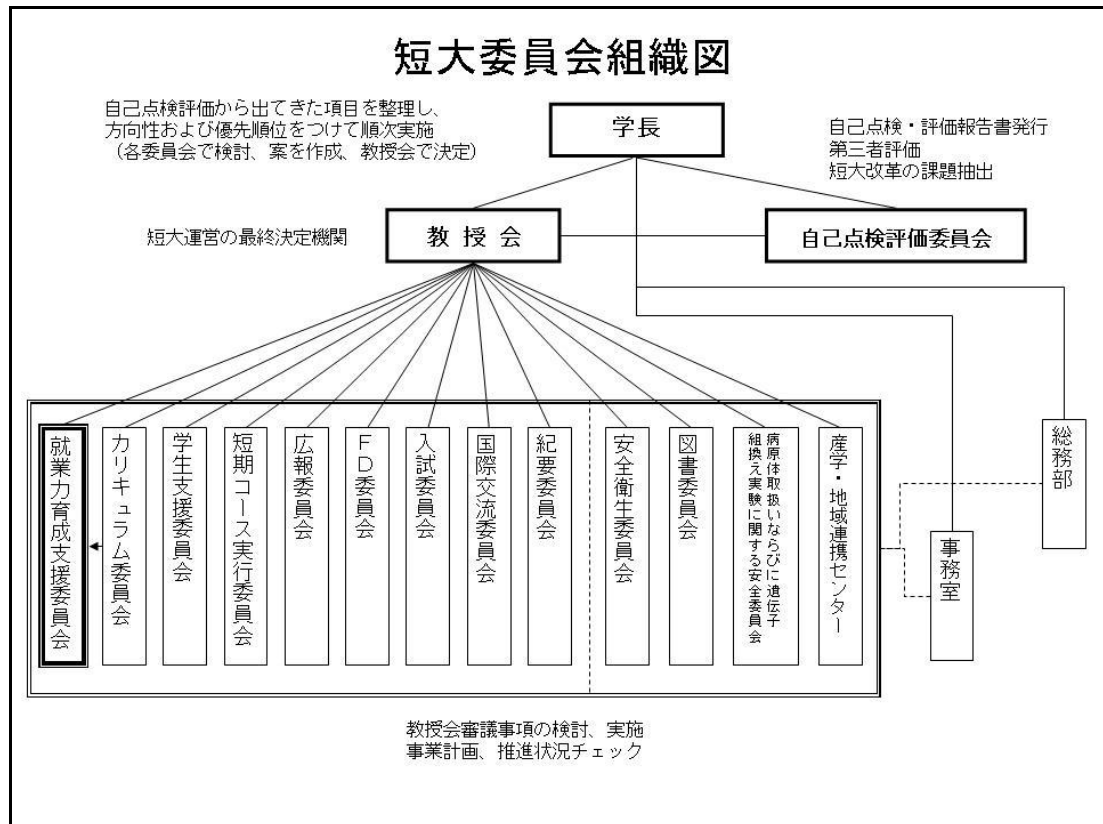
各観点に照らし合わせて問題となる課題はないが、理事長と教職員との意見交換の場が設定されることが望ましい。これについては、意見交換の会を、定期的な学校行事としてスケジュールリングするよう検討する改善計画の下、総務部が主体となってスケジュール確保に努め、平成 26 年度より意見交換会を開催するよう計画を立てている。

3.自己点検・評価の組織と活動

平成 26 年度自己点検評価委員会の構成

構成	氏名	職位	委員会職務
委員長	古賀守	学長	自己点検評価委員長 就業力育成支援委員長
A L O	竹之内健	包装食品工学科長・教授	病原体取扱いならびに遺伝子組み換え実験に関する安全委員長 産学・地域連携センター長
第三者評価員	末松伸一	図書館長・教授	図書委員長
委員	後藤隆子	教授	短期コース実行委員長
	浦杉國春	教授	安全衛生委員長
	八木謙一	教授	
	松永藤彦	教授	国際交流委員長、F D 委員長
	福島博	教授	カリキュラム委員長
	朝賀昌志	准教授	入試委員長、紀要委員長
	山本義孝	准教授	
	西田裕人	総務部長	
	岡内孝静	事務室長	広報委員長
	高野要	事務室学生課長	

自己点検・評価の組織図



自己点検評価委員会は、「短期大学設置基準」第2条の規定に基づき、本学における教育活動の自己点検、自己評価に関する事項を審議し、本学の教育研究水準の維持向上を図り、本学の教育目的および社会的使命を達成することを目的に、学則第2条および自己点検評価委員会規定により設置されている。

本委員会は、学長を委員長とし、教授会メンバー全員と、総務部長、事務室長、事務室学生課長から構成されている。また、本委員会のメンバーは、ほとんどの委員会の委員長を兼務している。これにより、本委員会は、本学の運営と教育活動に携わる当事者が参画する組織となっている。

本年度の自己点検・評価報告書作成記録は以下の通り。

2013年12月24日 執筆分担決定と執筆依頼

2013年12月～2014年1月 担当者による執筆

2月～5月 ALOによる1次校正作業

4月～5月 財務など、年度データの集計

6月9日～13日 各執筆担当者との最終打合

6月16日～25日 ALOおよび事務担当者による最終校正・印刷作業

6月25日 自己点検・評価報告書完成

4.提出資料・備付資料一覧

〈提出資料一覧表〉

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物	1. 学生便覧 2. ウェブサイト
B 教育の効果	
教育目的・目標についての印刷物	1. 学生便覧 2. ウェブサイト
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	1. 学生便覧 2. ウェブサイト
C 自己点検・評価	
自己点検・評価を実施するための規程	3. 自己点検・評価委員会規定
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学位授与の方針に関する印刷物	1. 学生便覧
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	1. 学生便覧
入学者受け入れ方針に関する印刷物	1. 学生便覧 4. 入学試験要項
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧	5. 授業科目担当者一覧表 6. 時間割表
シラバス	7. シラバス
B 学生支援	
学生便覧等（学則を含む）、学習支援のために配付している印刷物	1. 学生便覧 8. オリエンテーション配布資料
短期大学案内・募集要項・入学願書（2年分）	9. 大学案内 4. 入学試験要項
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
「資金収支計算書・消費収支計算書の概要（過去3年）」[書式 1]、「貸借対照表の概要（過去3年）」[書式 2]、「財務状況調べ」[書式 3] 及び「キャッシュフロー計算書」[書式 4]	10. 資金収支計算書 消費収支計算書の概要 11. 貸借対照表の概要 12. 財務状況調べ 13. キャッシュフロー計算書
資金収支計算書・消費収支計算書（過去3年間）	14. 資金収支計算書・消費収支計算書 （平成 23～平成 25 年度）
貸借対照表（過去3年間）	15. 貸借対照表 （平成 23～平成 25 年度）
中・長期の財務計画	16. 中・長期財務計画書
事業報告書	17. 事業報告書 （平成 25 年度）
事業計画書／収支予算書	18. 事業計画書／収支予算書 （平成 26 年度）
寄附行為	19. 寄附行為

＜ 備付資料一覧表 ＞

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	1. 50 年周年記念誌 2. 70 年周年記念冊子
C 自己点検・評価	
過去 3 年間（平成 25 年度～平成 23 年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等	3. 自己点検・評価報告書
第三者評価以外の外部評価についての印刷物	該当なし
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
単位認定の状況表	4. 50～52 期生最終成績表
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物	4. 50～52 期生最終成績表
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	5. 大学活動アンケート調査
就職先からの卒業生に対する評価結果	6 企業アンケート結果
卒業生アンケートの調査結果	7. 卒業生アンケート結果
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物	8. 入学前情報
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物	9. 入学前課題
学生の履修指導(ガイダンス、オリエンテーション)等に関する資料	10. オリエンテーション資料
学生支援のための学生の個人情報記録する様式	11. 学生ジョブカード
進路一覧表等の実績についての印刷物（過去 3 年間）	12. 学生進路一覧
GPA 等成績分布	4. 50～52 期生最終成績表
学生による授業評価票及びその評価結果	13. 授業評価票および評価結果
社会人受け入れについての印刷物等	14. 入学試験要項 15. 社会人育成コース資料
海外留学希望者に向けた印刷物等	16. タイへの短期研修案内

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
FD 活動の記録	17. FD 委員会議事録
SD 活動の記録	18. SD 活動報告
〔報告書作成マニュアル指定以外の備付資料〕	19. インターンシップ関連資料
〔報告書作成マニュアル指定以外の備付資料〕	20. 定例講演会案内
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
6 教員の個人調書	21. 教員個人調書
教員の研究活動について公開している印刷物等	22. 教員の研究論文等
専任教員の年齢構成表	23. 教員名簿
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表	24. 科研費採択結果
研究紀要・論文集	25. 紀要 1、2 号
教員以外の専任職員の一覧表(氏名・職名)	26 職員名簿
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面	27. 校地図面
図書館、学習資源センターの概要	28. 図書館概要
C. 技術的資源	
学内 LAN の敷設状況	該当なし
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	27. 校地図面
D. 財的資源	
寄附金・学校債の募集についての印刷物等	29. 寄附金募集案内
財産目録及び計算書類	30. 財産目録
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
理事長の履歴書	31. 理事長の履歴書

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
現在の理事・監事・評議員名簿（外部役員の場合は職業・役職等を記載）	32. 理事会名簿(含監事) 33. 評議員会名簿
理事会議事録	34. 理事会議事録
諸規程集	35. 規定集
B 学長のリーダーシップ	
学長の履歴書・業績調書	36. 学長の履歴書
教授会議事録	37. 教授会議事録
委員会等の議事録	38. 各委員会議事録
C ガバナンス	
監事の監査状況	39. 監査報告
評議員会議事録	40. 評議員会議事録
選択的評価基準	
選択的評価基準 1～3 を実施する場合	15. 社会人育成コース資料

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

基準Ⅰの自己点検・評価の概要

(a) 基準Ⅰの自己点検・評価の要約

本学は、缶詰技術者の養成と缶詰技術の研究を通じて食品産業に貢献することで、人類の福祉と発展に寄与することを目的として設立された。そのため、「理論と実際技術をあわせ修め、勤労を尊ぶ優秀な技術者を育成する」ことを教育理念とし、「誠実と勤労の精神を根底においた人格教育」を建学の精神とした。また、教育の目的・目標は建学の精神を具現化したものとなっており、本学で学んだ学生が修得する知識や技術を示している。

これらを学生にも周知させるため、学内においては、学生便覧、シラバス等で明確に記載し、入学時オリエンテーションで説明を行っている。学外に対しても、本学ウェブサイトや大学案内によって広く表明している。その他にも、学内の教職員および学生が生活する主な箇所には建学の精神を記した印刷物を掲示している。

平成24年度には、それまで明文化されていなかった学習成果を点検し、明文化する作業を行った。教育課程の学習成果は教育目的と教育目標に基づいて定められており、教育課程の学習成果を念頭に各科目の学習成果（修得目標）が定められている。教育目的、教育目標、そして学習成果は定期的にカリキュラム委員会が中心となって点検を行い、教授会にて審議の上承認することになっている。

本学における学習成果は、各科目の成績および資格取得状況をもとに定量的評価が可能であり、これをもとに教育課程の学習成果の達成度を評価し、カリキュラムの再編成や補習等の学習支援の対策を講じている。一方、個々の教員においても学習成果の査定を行っており、その結果に基づいて指導方法の検討を実施している。

また、自己点検評価の規定および組織を設けており、定期的な活動を行っている。本学の特徴として、自己点検評価委員は学内における各種委員会委員長を兼任しているため、自己点検評価で挙げられた課題に対して、迅速に対応できる体制になっている。また、自己点検評価報告書は教職員にも配付されるため、各教職員は評価によって得られた成果を自由に活用し、自らの業務改善にも努めている。

(b) 基準Ⅰの自己点検・評価に基づく行動計画

現状では、観点と照らし合わせた課題は特にないが、包装食品工学を取り巻く、国内外の社会的・技術的状況は、近年大きく変化しており、これらの変化に対応するように本学の教育課程の学習成果、および各科目の学習成果を見直していくことが求められる。これについては、変化の方向をよく見定めた上で、全学的な改善に取り組んでいく改善計画の下、カリキュラム委員会が主体となって、社会的・技術的情勢の調査とそれに基づく学習成果の見直しを進めていく。

[テーマ]

基準 I-A 建学の精神

基準 I-A の自己点検・評価の概要

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

本学創立者の高碕達之助は、時代の要請に応じた缶詰技術者の養成と缶詰技術の研究を行うため、本学の設立を決意した。その際、缶詰技術者は人に信頼される人間でなければならないと考え、建学の精神と教育理念とを定めた。その後、学生達に理解しやすく明確なものにするため、以下のように改定した。

- ・建学の精神 「誠実と勤労の精神を根底においた人格教育」
- ・教育理念 「理論と実際の技術をあわせ修め、勤労を尊ぶ優秀な技術者を育成する」

建学の精神については、学生便覧や本学ウェブサイトにて学内外に公表している。学生には入学時オリエンテーション等で理解を深めさせるよう指導を行い、また、学内の教職員および学生が生活する主な箇所には建学の精神を記した印刷物を掲示している。

建学の精神と教育理念は、自己点検評価の活動の中で確認を行い、必要性が生じたときは改定を行っている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

特に改善すべき課題はない。

[区分]

基準 I-A-1 建学の精神が確立している。

(a) 現 状

東洋食品工業短期大学は、昭和 13 年 4 月、高碕達之助が東洋罐詰専修学校として設立したことから端を発している。高碕達之助は、昭和初期から、欧米諸国の缶詰業界の視察を通じて、欧米の缶詰と我が国の輸出缶詰の技術格差を痛感していた。特に日本における当時の輸出缶詰の品質に関連する課題は避けて通れない大きな問題点であった。そのためには、缶詰製造の基本原則を科学的側面から分析・研究し直す必要があることを強調していた。一方、国内の缶詰産業が急速に発展・拡大し、缶詰業界は慢性的な技術者不足の状態にあり、これに対する養成機関も脆弱をきわめた状況にあった。

このような現状に対し、一企業の経営者という立場を超え、缶詰技術者を養成するための教育機関（缶詰学校）の設立を決意したのである。缶詰学校設立の目的には、時代の要請に応じた缶詰技術者の養成と缶詰技術の研究を行うことにあった。すなわち、「理論と実際技術をあわせ修め、勤労を尊ぶ優秀な技術者を育成する」ことを目

的とし、「**誠実と勤労の精神を根底においた人格教育**」に力を注いだ。

これらを基本にして本学の建学の精神および教育理念としたのである。

その理由は、「缶詰とは中身が見えない製品であり、これを造る缶詰技術者は、まず人に信頼される人間でなければならない」とし、良心的かつ正直な人間作りをモットーとした情操教育にも力を入れた。

もう一つは、いかなる逆境にも負けない忍耐強い人間をつくりあげてを念願し、それには心身ともに健康でなければならないとの考えから、身体を鍛えることにも重点を置いた。

昭和 35 年 9 月、文部省に東洋食品工業短期大学設置に関する認可申請を出し、翌 36 年 3 月 10 日、学校法人東洋食品工業短期大学の設立が正式に認可され、同年 4 月から短期大学として開学することになった。

本学の短期大学への昇格に当たっては、缶詰技術のみにとどまらず、内容品も含めた広大な食品科学分野におよぶ技術の習得が必要な時代に入ったことを踏まえて、次のように書き換えられている。

「時代の要請に沿って、食品の加工および貯蔵法の学理と技術の教授、研究を行い、教養高く実践性に富む有為な人材を育成し、人類の福祉と発展に寄与すること」

なお、将来は缶詰の製造技術のみならず、広く他の食品科学の分野への拡充発展を目指すものとした。

高碕達之助の熱き思いは、東洋罐詰専修学校創立以来、そのまま本学における建学の精神並びに教育理念として引き継がれ、本学の教育基盤となっている。

建学の精神の周知方法に関しては、これまで行ってきた入学後のオリエンテーションは勿論のこと、入学前課題や少人数制の良さを活かした教職員との個別面談等の機会を捉えて、理解を深めさせるよう指導徹底を図った。また、新入学生対象に入学前の事前学習の一環として、配付資料の中に本学の建学の精神・教育理念と併せて教育目的・教育目標も含めて掲載し、事前に理解してもらうこととした。事前学習の課題としては、本学の創立者である高碕達之助に関する調査レポートを課して、その人物像の感想を求めた。また、解りやすい表現に改定した建学の精神・教育理念・教育目的・教育目標について、それぞれの感想や考えを求め、課題レポートとして全員に提出させた。さらに、常時、学生の目に触れられるように、入学後のオリエンテーション時に配付される学生便覧の中にも、建学の精神・教育理念・教育目的・教育目標を掲載している。

理事長室、学長室、教員室、事務室には建学の精神等を記した扁額を、本館内の学生が集まる場所には本学の一連の特徴を示すパネルを掲示し、その中に本学の建学の精神以下を記載し、常に周知できるようにし、広く教職員並びに学生が共有できるようにした。学外においては、大学案内、本学ウェブサイト在建学の精神を記載・表明している。

平成 17 年度の自己点検・評価において懸念された指摘事項として、建学の精神・教育理念に関して、学生は勿論のこと、教職員の理解、伝達や周知の方法の不備、併せ

て学生の理解しやすい表現の文言が好ましい等が挙げられた。これらの指摘事項に関して、カリキュラム・FD委員会が中心となり、教職員が本学の建学の精神・教育理念をどのように捉えて、どの程度理解し、教育の現場に反映させているのか、併せて学生に何らかの周知の方法をとっているのか、その意識並びに実態調査を実施した。その結果、教職員全員から、本学の建学の精神並びに教育理念に関しては私学として揺るぎないものであるとの回答を得た。しかし、学生達に伝えるにはもう少し理解しやすく、明確なものに整理する必要があるとの意見が出され、カリキュラム・FD委員会を中心に見直し作業が行われ、建学の精神と教育理念の文言を以下のように改定し、教職員並びに学生に対し周知徹底を図ることとした。

・建学の精神 「誠実と勤労の精神を根底においた人格教育」

・教育理念 「理論と実際の技術をあわせ修め、勤労を尊ぶ優秀な技術者を育成する」

以上のように、建学の精神と教育理念は、自己点検評価の活動の中で確認を行い、必要性が生じたときは改定を行っている。

(b) 課 題

課題は特にない。

[テーマ]

基準 I - B 教育の効果

基準 I - B の自己点検・評価の概要

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

本学の建学の精神は、食品業界で従事するために必要な理論と実際の技術をあわせ修め、勤労を尊ぶ優秀な技術者の育成を目指しており、教育の目的・目標はその精神に基づいている。本学が育成すべき学生像は非常に明確であり、教育の目的・目標は具体的に示されている。教育課程の学習成果は教育目的と教育目標に基づいて定められており、教育課程の学習成果を念頭に各科目の学習成果（修得目標）が定められている。

カリキュラム編成は教育課程の学習成果が達成できるように編成されている。また、各科目の担当教員は、学習成果を考慮し学習指導を行っている。学習成果の達成度は多くの場合、各科目の成績評価を基にしている。成績評価の方法は授業形態によって違いが見られ、講義においては試験によるものが多い。実習・実験では、習熟度やレポートによって評価する場合が多い。いずれの場合も成績は100点満点で算出しており、定量性の高い成績評価をもとに学習成果を査定することが可能である。また、食品業界で有益な資格取得も本学の学習成果と位置づけており、教育の効果は学生の資格取得状況としても現れる。

教育目的、教育目標、そして学習成果の学内外への表明については、次のように行っている。学内においては、学生便覧、シラバス等で明確に記載し、入学時オリエンテーションで説明を行っている。学外に対しても、本学ウェブサイトや大学案内によって広く表明している。

建学の精神に基づいた教育目的と教育目標の点検を平成 17 年度と 21 年度に行った。本学における学習成果は教育目的・目標と密接に結びついているが、平成 23 年度まで明文化されていなかった。そこで、平成 24 年度は学習成果を点検し、明文化する作業を行った。教育目的、教育目標、そして学習成果は定期的にカリキュラム委員会が中心となって点検を行い、教授会にて審議の上承認することになっている。一方、個々の教員においても担当する科目について学習成果（修得目標）の査定を行っている。

平成 24 年度の自己点検・評価にて指摘された点を改善するために、本年度は教育課程の学習成果と各科目の学習成果（修得目標）との対応関係を明確した。また、各科目の学習成果（修得目標）とその成績を利用して、測定や評価がしにくい学習成果を定量的に測定する仕組みをつくった。学生の学習状況把握調査も行い、成績だけでなく学習時間や学習方法の観点からも学習指導ができるようになった。

なお、本学で教育を受け卒業し食品業界で活躍する人材を、本学では「食業人」と称し、分かりやすく特徴づけている。なお、「食業人」は、平成 23 年度に本学が商標登録を行っている。

（b） 自己点検・評価に基づく改善計画

現状では、観点と照らし合わせた課題は特にないが、包装食品工学を取り巻く、国内外の社会的・技術的状況は、近年大きく変化しており、これらの変化に対応するように本学の教育課程の学習成果、および各科目の学習成果を見直していくことが求められる。これについては、変化の方向をよく見定めた上で、全学的な改善に取り組んでいく。

〔区分〕

基準Ⅰ－B－1 教育目的・目標が確立している。

（a） 現 状

本学の建学の精神は「誠実と勤労の精神を根底においた人格教育を行う」ことにあ
る。また、食品業界で従事するために必要な「理論と実際の技術をあわせ修め、勤
労を尊ぶ優秀な技術者を育成する」という教育理念のもとに教育目的と教育目標を
定めている。教育目的と教育目標を以下に記す。

<教育目的>

食品の加工および貯蔵法の学理と技術の教授ならびに研究を行い、教養高く実践性

に富む有為な人材を育成し、人類の福祉と発展に寄与します。

<教育目標>

[教養高く実践性に富む有為な人材]に求められる基礎的な素養として、

- ・自主的、継続的な学習習慣を身につけ、科学的、工学的素養、思考力、倫理観、行動力を養います。
- ・一般的教養ならびにコミュニケーション能力などの基礎を学習し、国際的な交流にも対応できる幅広い視野を養います。
- ・礼儀、協調性、責任感、忍耐力を備えた豊かな人間性を養います。

[教養高く実践性に富む有為な人材]たる技術者として、

- ・食品加工に関する幅広い知識と充填・密封・殺菌の基礎技術を身につけた実践的な技術者を育成します。
- ・包装食品技術に関する幅広い知識を身につけた食の安全・安心を担える技術者を育成します。
- ・資格に裏打ちされた、国際的に通用する実力ある技術者を育成します。

学生に対しては、教育目的と教育目標を学生便覧や本学ウェブサイト等に明記し、入学時のオリエンテーションで十分な時間を費やし、カリキュラムとともに説明を行っている。また、少人数教育の利点を活かして、教職員が学生に普段から教育目的・目標に沿った指導を行っている。その他、教育目的・目標を記載したポスターを学生、教職員が常に目につく場所に掲示し、それらが浸透するよう努めている。また、学外に対しても、本学ウェブサイトや大学案内によって広く表明している。

建学の精神、教育理念、教育目的と目標については平成 17 年度と 21 年度に点検を行い、以後本年度も含めて変更はしていない。本学の教育目的・目標は、建学者の意図を反映した明確なものであり周知活動も行っている。平成 24 年度に教育目的・目標を直接反映させた学習成果を明文化したことで、学ぶ側の視点で教育目的と教育目標をとらえることができるようになった。今後は、学習成果というかたちで本学の教育目的・目標の理解が進むと期待される。教育目的と教育目標は、毎年の自己点検評価報告書作成の過程で点検する。

(b) 課 題

課題は特にない。

基準 I - B - 2 学習成果を定めている。

(a) 現 状

本学の学習成果は、教育目的と教育目標とに直接対応する内容である。学習成果と

いう形では明文化されていなかったが、平成 24 年度に改めて点検した上で明文化した。

本学は単科大学であるため学科の教育課程の学習成果がそのまま大学としての機関レベルの学習成果である。また、それに対応して各科目の学習成果として科目の修得目標が存在する。つまり、本学の学習成果は教育課程の学習成果と教育課程を構成する各科目の学習成果（修得目標）で成り立っている。

教育課程の学習成果は教育目的と教育目標を下に定められている。より具体的には教育目標が対応しており、その内容を学習者の視点で書き直したものとなっている。その内容は単科大学である特徴と本学の専門性を反映して非常に具体的で明確である。したがって、学習者だけでなく学外から見た場合でも、本学で学べば何を身につけられるかが具体的に分かるようになっている。

教育課程の学習成果について、具体的内容は基準Ⅱ-A-4 に記す。

教育課程を構成する各科目の学習成果は、教育課程の学習成果を念頭にして各担当教員によって定められ、科目の修得目標としてシラバス等に明文化されている。本学では、その専門性を活かし、食品業界で有益な資格を複数取得することが可能となっている。本学で身につく学習内容を直接反映したものとして、これらの資格取得も学習成果の一部としている。各科目の学習成果の内容、そして学習成果として位置づけている資格の一覧はシラバスに示す。

これら学習成果の内容は学生便覧やシラバス、本学ウェブサイト等で内外に表明している。また、これら学習成果を身につけ卒業し食品業界で活躍する人材を本学では「食業人」と称し、分かりやすく特徴づけている。

学習成果の量的・質的データとしては、個々の科目で行われている成績評価が学習成果の主要な量的・質的データとなっている。成績評価の方法は授業形態によって違いが見られ、講義においては試験によるものが多い。実習・実験では、習熟度やレポートによって評価する場合が多い。本学の建学の精神にも関わる重要な学習成果である人間性を評価するために、受講態度等を評価する科目もある。何れにしても成績は全て 100 点満点で算出され、定量的に学習成果の達成度を測定可能である。なお、参考比較のため G P A も算出している。本学の場合は科目レベルの学習成果と教育課程の学習成果が直接対応している。したがって、科目レベルの学習成果の定量データを集積することで教育課程の学習成果達成度も定量的に測定することが可能となっている。全ての成績評価は「成績の連絡」に記載し学生本人と保護者に通知しており、学生と保護者が自分の学習成果の修得状況をつかめるようになっている。

平成 24 年度までは教育課程の学習成果と各科目の学習成果（修得目標）との対応関係に明確でない部分があったが、本年度のカリキュラム委員会で審議を行い、両者の対応関係を明確にした。このことで教育課程の学習成果の達成度測定の定量性が増した。

教育課程の学習成果については、学習者の成績データや資格取得状況、あるいは社会全体や食品業界の情勢を念頭に置きつつカリキュラム委員会、そして教授会で定期的に検討される。各科目の学習成果については、教育課程の学習成果を念頭に置きな

がら、担当教員が毎年シラバス作成時に点検を行っている。

(b) 課 題

現状では、観点と照らし合わせた課題は特にないが、包装食品工学を取り巻く、国内外の社会的・技術的状況は、近年大きく変化しており、これらの変化に対応するように本学の教育課程の学習成果、および各科目の学習成果を見直していくことが求められる。

基準 I - B - 3 教育の質を保証している。

(a) 現 状

学校教育法等の大学関係法令、短期大学設置基準、食品衛生法等の関係法令の変更や資格に関する情報は、通達があり次第学内の関係部署に回覧している。また、カリキュラムや入試制度等に変更を加える場合は関係法令や学習指導要領、他大学の状況などを確認し法令遵守に努めている。

先に述べたように、本学における学習成果は単科の専門大学である特徴を反映して非常に具体的かつ明確である。したがって、各科目の成績および資格取得状況をもとに学習成果が定量的に評価可能となっている。これをもとに、教育課程の学習成果の達成度を評価し、カリキュラムの再編成や補習等の学習支援の対策を講じている。一方、個々の教員においても担当各科目の学習成果、すなわち修得目標の到達度を査定しており、その結果に基づいて指導方法や指導内容の検討を行っている。本年度、教育課程の学習成果と各科目の学習成果とを明確に対応づけたので、各教員に学習成果査定の意識が浸透することが期待される。

本学では、年に 2 回、前期および後期終了時に各教職員が目標管理と自己点検評価を行っており、全員が P D C A サイクルによって教育の向上・充実を目指している。また、年 2 回、成績表の形式で学生と保護者に学習成果を通知しており、学生自身が自らの到達度を認識できるようにしている。平成 24 年度は全学を挙げての F D 研修会として滋賀県立大学教育実践支援室長である倉茂好匡先生を迎え「授業の基本ワークショップ」を開催した。本年度新たに 3 名の教員が赴任したが、この 3 名についても同講師による学外ワークショップに参加する予定である。

さらに本年度は、カリキュラム委員会によって学習状況把握調査を行った。学生の学習方法や学習時間等が明らかになり、これを各教員が授業計画や学習指導方法にフィードバックできるようになった。

(b) 課 題

課題は特にない。

[テーマ]

基準 I－C 自己点検・評価

基準 I－C の自己点検・評価の概要

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

自己点検・評価委員会の規定および組織を設けており、定期的な活動を行っている。活動内容については、議事録によって記録している。学内における各種委員会の委員長は必ず自己点検・評価委員に所属しているため、自己点検・評価で挙げられた課題に対して、各委員会が迅速に対応できる体制となっている。

委員会によって編集された自己点検・評価報告書は、教職員全員に配付され、各教職員は報告書を自由に活用し、自らの業務改善に努めている。また、平成 23 年度から、自己点検・評価報告書を本学ウェブサイトに掲載し、より多くの人に本学の実情を公開するよう努めている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

特に改善すべき課題はない。

[区分]

基準 I－C－1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。

(a) 現 状

本学では、平成 17 年度に自己点検評価委員会が設置され、同時にその規定を作成し、平成 17 年 4 月から施行している。委員会メンバーは規定に基づき、委員長である学長以下、学科長、事務室長、総務部長、A L O、学生課長、教授、准教授等で構成されている。本年度は学長を含む 12 名が委員として自己点検・評価活動を行った。メンバーには、本学内の他の委員会において委員長を勤めているものが含まれており、自己点検・評価の結果がすぐに各委員会で検討され、大学改革に役立つよう配慮されている。

自己点検・評価活動は定期的に行われており、委員会議事録によって活動内容を記録している。日常においても、組織レベルでは、各種委員会が中心となり、自己点検・評価報告書結果で抽出された課題に対し様々な提案がなされ、改善を行っている。個人でも、教育や事務、研究等に関して日々自己点検・評価を試みており、それらをもとにして年 2 回、全教職員が「目標管理シート」を作成し、P D C A サイクルによってステップアップできるようになっている。

自己点検・評価報告書は毎年、自己点検・評価委員が作成しており、製本後、図書館レファレンスコーナーに近い場所に配架し、誰でも閲覧できる状態にしている。「平成 23 年度自己点検・評価報告書」からは本学ウェブサイトに掲載し、より多くの人へ情報提供できるよう努めている。

教職員は何らかの委員会活動に関わっている。学内における各種委員会の委員長は全員自己点検評価委員会の構成メンバーであり、自己点検評価で挙げられた課題に対して、各委員会が迅速に対応できる体制となっている。また、本学教員は、少なくとも1つ以上の委員会に所属していることから、全ての教員が自己点検評価活動に関与しているといえる。

自己点検評価報告書は教職員にも配付されるため、各教職員は評価によって得られた成果を自由に活用し、自らの業務改善に努めている。

(b) 課 題

特に課題はない。

◇ 基準 I についての特記事項

特に特記事項はない。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

基準Ⅱの自己点検・評価の概要

(a) 基準Ⅱの自己点検・評価の要約

本学の建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標に沿った、学習成果、学位授与の方針、教育課程編成と実施の方針、入学者受入の方針は本年度までに定め、学生便覧、本学ウェブサイト、学生募集要項等で学内外に表明している。

全ての科目に対する成績評価の方法はシラバスに具体的に記述されており、その方法にしたがって厳格な成績評価がなされている。

本学の学習成果の達成度は、教育課程レベルにおいては進級率や卒業率、科目成績、あるいは資格取得率で測定できる。そして、その結果を基にカリキュラム編成や教育体制の改善へダイレクトにつなげられる単純性と明快性を備えている。平成 24 年度に教育課程の学習成果を明文化し、本年度これと各科目の学習成果との対応関係を明確にしたことにより、学習成果をより定量的に測定する仕組みができた。

本学は少人数教育のため学生個々の学力の把握と個別指導を容易に行える状況にある。

学生支援の組織的な対応としては、学生支援委員会が主体となり、担任・副担任、卒業研究担当教員、および事務室を中心に、教職員一体となって学習支援、生活指導、進路支援等の学生支援活動を行っている。また、学生からの相談は何時でも受け付ける体制で学習指導などを行っている。

就職のための資格取得として、包装食品工学に関連した各種資格の取得を支援・指導している。

課題と改善計画として、下記が挙げられる。

- ・学習成果と科目との対応表並びに学習成果の定量化について、学生にはまだ通知していない。これについては、平成 26 年度に実施するよう検討を進める。
- ・卒業後評価のためのアンケート調査については、卒業生および進路先からの評価データが十分に集まっておらず、分析評価するに至っていない。これについては、アンケート内容を再検討するとともに直接聞き取り方式も加え、調査を継続実施し、データが十分集まった時点で分析を行う。
- ・学生が利用可能な学内 LAN は構築されてない。これについては、本学の規模における費用対効果の議論があり、学内で十分検討して構築を図っていく。
- ・学内施設における障がい者への支援体制は、十分には整っていない。これについては、障がい者に対する実験・実習の進め方を踏まえた上で検討することが必要になるので、しっかりと協議して構築を図っていく、

(b) 基準Ⅱの自己点検・評価に基づく行動計画

- ・学習成果と科目との対応表並びに学習成果の定量化については、学生への期末成績通知の中で通知するように、事務室が主体となって平成 26 年度から実施するよう計画する。

- ・卒業後評価のためのアンケート調査については、カリキュラム委員会が主体となって平成 26 年度も継続実施するとともに、現在集まっているデータを基に分析を実施する。
- ・学内 LAN の構築については、事務室と総務部が主体となって、構築への検討を進める。
- ・学内施設における障がい者への支援体制については、カリキュラム委員会が主体となって、教育課程の検討を行うとともに、事務室と総務部が連携して、施設の改修についての検討を行う。

[テーマ]

基準Ⅱ－A 教育課程

基準Ⅱ－A の自己点検・評価の概要

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

本学の建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標に沿った、学習成果、学位授与の方針、教育課程編成と実施の方針、入学者受入の方針は本年度までに定められている。

学位授与の方針は学位授与の要件を満たし、学習成果を得た者に学位を授与することを明記したものである。学位授与の方針は学生便覧、本学ウェブサイト等で学内外に表明している。

これらの学習成果並びに学位授与の方針の策定にともない、学習成果に対応した教育課程の見直しを行って、学習成果の達成度を対応する各科目の成績から定量化できるようにし、本年度から運用をはじめた。

しかし、この学習成果と科目との対応表並びに学習成果の定量化について、学生にはまだ通知していない。

成績評価における方法、基準は基本的に各教科担当教員に任せており、総合点で 60 点以上であれば単位認定している。全ての科目に対する成績評価の方法はシラバスに具体的に記載されており、その方法にしたがって厳格な成績評価がなされている。

シラバスには、本学カリキュラムの構成マップを示し、各科目の位置づけを明確にしている。また、達成目標・到達目標、授業内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考図書等が明記されている。準備学習とオフィスアワーについては、平成 26 年度シラバスから明示する。

主要科目への専任教員の配置に関しては、各教員の専門性を調査し、適正に配置している。

教育課程の見直し・改善については、カリキュラム委員会が中心となって検討し、教授会での審議を踏まえて慎重かつ迅速に対応しており、新カリキュラム策定後、毎年修正を加えている。

入学者受入の方針では、入学前の学習成果として、「包装食品工学を学ぶ上で必要な基礎学力を身に付けている人」を求めている。ただし、包装食品工学の修業を望む多

様な学生を集めるために、高等学校で履修すべき科目の提示は行わないこととした。

入学者選抜方法として、指定校推薦入試、公募制推薦入試、一般入試、社会人推薦入試がある。いずれの試験区分においても面接を実施して、入学者受け入れの方針に定める資質を有する学生であるか否かを確認し、学力とあわせて合否を判定している。

本学の学習成果の達成度は、教育課程レベルにおいては進級率や卒業率、科目成績、あるいは資格取得率で測定できる。そして、その結果をもとにカリキュラム編成や教育体制の改善へダイレクトにつながられる単純性と明快性を備えている。

この学習成果はカリキュラムにおける各科目の修得目標の集積で成り立っていると考えられる。平成 24 年度に教育課程の学習成果を明文化し、本年度これと各科目の学習成果との対応関係を明確にしたことにより、学習成果をより定量的に測定する仕組みができた。

卒業後評価のためのアンケート調査については、卒業生および進路先からの評価データが十分に集まっておらず、分析評価するに至っていない。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

卒業後評価のためのアンケート調査について、本年度はアンケート内容を再検討するとともに直接聞き取り方式も加え、調査を継続実施し、データが十分集まった時点で分析を行う。

学習成果と科目群との対応表の開示を行うとともに、学習成果の定量化の結果を期末成績通知の中に加えて学生に通知する。

[区分]

基準Ⅱ－A－1 学位授与の方針を明確に示している。

(a) 現 状

本学では、平成 23 年度まで学位授与の方針並びに包装食品工学科としての学習成果を定めていなかった。平成 23 年度自己点検・評価報告書における改善計画に基づき、平成 24 年度にカリキュラム・FD 委員会を主体に検討を行い、本学の建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標に沿った学習成果の案および学習成果案に対応した学位授与の方針案を作成し、教授会の承認を経て、下記のように学位授与の方針を決定した。

学位授与の方針(ディプロマポリシー)

東洋食品工業短期大学は、下記二つの要件を満たした学生に対して、信頼できる正しい食づくりに貢献できる、真の「食業人」に至ったものと認め、短期大学士(食品工学)の学位を授与する。

1. 修業年限を満たし、学則に定める 67 単位以上を修得すること。
2. 「教養高く実践性に富む有為な人材」であること。その具体的な内容は教育課

程の学習成果によって示される。

この学位授与の方針は学位授与の要件を満たし、学習成果を得た者に学位を授与することを明記したものであり、学位授与の要件および学習成果の定量に関わる成績評価の基準、資格取得の要件はそれぞれ学則、成績評価に関する規定、シラバスにおいて明記されている。

また、学位授与の方針は学生便覧および本学ウェブサイトにおいて情報公開することにより、学内外に表明している。

本学が規定する学位授与の要件は学校教育法並びに短期大学設置基準に適合するものであり、関連する学科を有する 4 年制大学への編入学実績もあり、社会的に十分通用するものである。

学位授与の方針については平成 24 年度に制定したところであり、次年度以降定期的に点検を実施したいが、基準となる単位すなわち卒業の要件、一般教育科目と専門科目のバランス、必修科目と選択科目のバランス等については、カリキュラム委員会にて定期的に見直しを行い適宜調整している。

(b) 課 題

課題は特にない。

基準Ⅱ－A－2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

(a) 現 状

本学では、平成 23 年度まで教育課程編成と実施の方針を定めていなかった。平成 23 年度自己点検・評価報告書における改善計画に基づき、平成 24 年度にカリキュラム・FD 委員会を主体に検討を行い、本学の建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標に沿った学習成果に対応した学位授与の方針を策定した。この学位授与の方針に対応した教育課程の編成と実施の方針案を作成し、教授会の承認を経て、下記の教育課程編成と実施の方針を決定した。

教育課程編成と実施の方針(カリキュラムポリシー)

東洋食品工業短期大学は、建学の精神と教育理念に基づき、「教養高く実践性に富む有為な人材」を育てるために、以下の教育課程編成と実施の方針に基づいてカリキュラムを編成する。

1. 2 年間で総計 67 単位以上を取得できる科目編成を行う。
2. 「教養高く実践性に富む有為な人材」を育成するために必要な教育を実施する。
その具体的な内容は、教育課程および各科目の学習成果として示されており、これらの学習成果が達成できるようにカリキュラムを編成し実施する。

本学は一短期大学、一学科の観点から前述の教育目的、教育目標を目指すものであり、平成 19 年度からの包装食品工学科への学科名変更とコース制導入に対応するため、教育目標を細分化し、それに対応する教育課程に再編した。

1 年次は幅広い教養と豊かな人間性を育むとともに、専門科目履修への準備を行うための専門基礎科目を配し、2 年次からは食品の充填・密封機械技術を主として学ぶ密封技術コースと食品の加工・製造技法と衛生・品質管理を主として学ぶ食品製造技術コースに分け、教育目的・教育目標に対応した教育内容の整備および強化を図るべくコース別カリキュラムを策定した。

平成 24 年度に実施した学習成果並びにカリキュラムポリシーの策定にともない、学習成果に対応した教育課程への見直しを行い、真の「食業人」を育成できるようなカリキュラム編成とした。

学習成果と科目群との関係を明確にするため、対応表を作成した。この対応表を基に学習成果の達成度を対応する各科目の成績から定量化できるようにし、本年度から運用をはじめた。しかし、この学習成果と科目との対応表と学習成果の定量化について、学生にはまだ通知していない。

成績評価における方法、基準は基本的に各教科担当教員に任せており、総合点で 60 点以上であれば単位認定している。単位認定の方法は授業形態により異なっており、講義の場合、ほとんどの科目で筆記試験を主体に単位認定を行っているが、実験・実習教科はレポートや実技試験および実習態度、出席率等によって評価を行っている。インターンシップや卒業研究はレポートだけではなく、成果発表の力量についても評価の対象としている。全ての科目に対する成績評価の方法はシラバスに具体的に記述されており、その方法にしたがって厳格な成績評価がなされている。

シラバスには、本学カリキュラムの構成マップを示し、各科目がマップの中のどの部分にあるのかが分かるようにしており、他の科目群との関係を理解しやすいようにしている。また、達成目標・到達目標、授業内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考図書等が明記されている。しかし、準備学習について明示していないので、平成 26 年度シラバスから明示する。また、オフィスアワーについても明示することとした。

主要科目への専任教員の配置に関しては、新カリキュラムの担当科目を決定するに当たり、各教員の専門性を調査し、適正な配置になるように検討した。専任教員の構成は、平成 25 年 5 月 1 日現在で、教授 6 名（常務理事学長を含む）、准教授 3 名、講師 7 名、助教 2 名の 18 名である。このほかに、非常勤講師が 13 名在籍する。専任教員の職位は、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。博士号を取得していない教員についても、特定の分野において、特に優れた知識および経験を有すると認められ、短期大学設置基準の規定を充足している。包装食品工学科は、密封技術コース、食品製造コースに分かれて、包装食品の製造に特化した講義・実習を実施する体制にあり、主に専門教育科目と実

習とを教えるために、上記専任教員を配置している。

教育課程の見直し・改善については、カリキュラム委員会が中心となって検討し教授会での審議を踏まえて慎重かつ迅速に対応しており、新カリキュラム策定後、毎年修正を継続してきている。現行のコース別カリキュラムが過度の専門化を招いているとの認識から、コース別必修科目のうち共通で学ぶべき科目を検討し、本年度入学生から共通必修科目とした。また、本年度完成のアセプティック飲料製造設備を利用した実習を正式科目とした。さらに、各科目の開講時期、シラバスの内容を検討し科目統廃合等の最適化を行った。

(b) 課題

学習成果と科目群との対応表および学習成果の定量化についての情報を学生が共有化できていない。

基準Ⅱ－A－3 入学者受け入れの方針を明確に示している。

(a) 現状

平成24年度に、上位概念である教育理念、教育目的、教育目標を下に学習成果を明確化した。しかし、入学者受け入れの方針において、入学前の学習成果との対応を明確に示していない点が課題としてあった。この点に関して入試委員会で検討した。

本学では包装食品工学科として加工食品を取り扱う学科である点を考慮すると、数学と理科(化学、物理、生物)の素養が求められる。このため、入学者受け入れの方針では、新たに「包装食品工学を学ぶ上で必要な基礎学力を身に付けている人」という文章を追加した。ただし、高等学校で履修すべき科目については、「包装食品工学科の修業を望む多様な学生を集めるためには、望ましい科目を限定すべきでない。」との結論で、入学前の履修すべき科目の提示は行わないこととした。

本学の入学者受け入れの方針は下記のとおりである。

入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）

- ・ 誠実で勤労を尊ぶ人
- ・ 自ら積極的に学び、考え、行動する人
- ・ 「包装食品技術」の新しい地平を切り拓く志を持つ人
- ・ 食品産業の未来を担う強い意志を持つ人
- ・ 包装食品工学を学ぶ上で必要な基礎学力を身に付けている人

本学の入学者選抜方法として、指定校推薦入試、公募制推薦入試、一般入試、社会人推薦入試があり、いずれの試験区分においても面接を実施し、合否判定の基準として反映させている。面接試験において、本学のアドミッションポリシーに定める資質

「誠実で勤労を尊ぶ人」、「自ら積極的に学び、考え、行動する人」、「「包装食品技術」の新しい地平を切り拓く志を持つ人」、「食品産業の未来を担う強い意志を持つ人」を受験生が有しているかどうかを基準として判断している。

本学での学習に必要とされる基礎学力である「包装食品工学を学ぶ上で必要な基礎学力を身に付けている人」を有しているか否かは公募制推薦入試においては、数学、英語、化学、理科総合Aの基礎的な適性調査、一般入試においては、数学、英語、化学の学力試験を課して判断している。

(b) 課 題

課題は特にない。

基準Ⅱ－A－4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。

(a) 現 状

本学は単科大学であるので、基準Ⅰ－B－2で述べたように大学の教育目標が直接学習成果と結びついている。この点で、複数学部からなる大学と比べより単純明快で具体性が強い学習成果の体系構築を可能としている。

本学の学習成果は、教養高く実践性に富む有為な人材となるのに必要な内容として定められており、大きく分けて2つの領域、すなわち基礎的な素養を身につけ教養高い人材となること、そして専門性の高い技術を身につけ実践性に富む技術者となることから成り立っている。

基礎的な素養を身につけ、教養高い人材となるべき学習成果としては以下の3項目を定めている。

- ・自主的、継続的な学習習慣を身につけ、科学的・工学的素養、思考力、倫理観、行動力を備える。
- ・一般的教養並びにコミュニケーション能力などの基礎を学習し、国際的な交流にも対応できる幅広い視野を身につける。
- ・少人数教育を活かし、礼儀、協調性、責任感、忍耐力を備えた豊かな人間性を身につける。

また、専門性の高い技術を身につけ、実践性に富む技術者となるべき学習成果としては以下の3項目を定めている。

- ・包装食品技術に関する幅広い知識を身につけた食の安全・安心を担える技術者になる。
- ・食品加工に関する幅広い知識と充填・密封・殺菌の基礎技術を身につけた実践的な技術者になる。

・資格に裏打ちされた、国際的に通用する技術者になる。

本学のカリキュラムは教育の目的・目標を直接反映している教育課程の学習成果に基づいて策定されており、学生が本学の教育方針を理解して勉学に励めば、卒業までに所定の要件を満たし、学習成果を達成することが可能である。以下に、学習成果の各要素について説明する。

「科学的、工学的な素養と思考力」は、主として一般教育科目の中の自然科学系の科目において修得目標として設定されており、これらを修めることで学習成果が達成される。

「一般的教養」を身につけるために、人文社会系の科目を設けている。また、英語の科目を設けるとともに年 1 回タイ王国ランシット大学への短期研修プログラムを設けており、学生は「国際的な交流に対応できる幅広い視野」を養うことができる。これらの科目は多くが 1 年次の必修科目として設定されており、1 年間の学習によってこれらの学習成果が達成できるようカリキュラムが組まれている。全ての科目の成績評価は定量的な評価を行っているので学習成果の達成度を測定できるようになっている。

その他の学習成果のうち「倫理観、行動力、コミュニケーション能力、豊かな人間性（礼儀、協調性、責任感、忍耐力）」については、毎年 4 月初旬に行われる新入生向け学外研修オリエンテーション、実験・実習・インターンシップ等の授業科目、さらに普段の学生生活において獲得できるよう指導体制を敷いている。これらの学習成果はすぐに身につくものではなく、卒業までの 2 年間をかけた修得を想定している。学習成果に直接つながる科目については必修科目として設定し、定量的な成績評価を行っている。

食品加工と包装技術に関する幅広い知識は、いずれも 2 年間をかけて修得する専門教育科目を通じて身につけることができる。その内容は、カリキュラムマップにおいて「食品」「包装材料」「食品製造」「食品包装機械」「微生物制御」「品質保全」の 6 領域に分けられ、各領域に設けた科目群を修得することで学習成果が達成できる。特に重要な科目については必修科目とし、事実上、学習成果を達成することが卒業の要件となっている。また、全ての科目について定量的な成績評価を行っている。

「充填・密封・殺菌の基礎技術」は、先に挙げた 6 領域のうち「食品製造」と「食品包装機械」における科目群を履修し、修得できる。これらの科目も多くが全ての学生を対象とした必修科目となっている。また、密封技術コースの学生に対してはより高いレベルの専門性を求める必修科目を設け、学習成果の高度化を図っている。平成 24 年度から時間割を工夫し、食品製造技術コースの学生も密封技術コース向けの科目を履修できるようにした。このことで、意欲的な学生はより幅広く高度な学習成果を得られるようになった。技術の習得を目標とした学習成果に対しては、実習科目を中心としたカリキュラム編成を行っている。実習科目であっても成績は定量的に評価しており、学習成果の達成状況を査定することが可能である。

本学のカリキュラム内容と密接な関連を有する資格としては、公益財団法人日本缶

詰協会認定資格である詰巻締主任技術者、詰品質管理主任技術者、詰殺菌管理主任技術者の資格が挙げられる。また、東洋食品工業大学認定資格密封評価技術者（ヒートシールとキャッピング）、食品衛生管理者と食品衛生監視員の任用資格、HACCP管理者資格、フードサイエンティスト（食品科学教育協議会認定資格）がある。これらの資格は包装食品業界における社会的なニーズを直接反映した重要な資格であり、前述した食品加工と包装食品技術に関する知識と技術を身につけないと取得できない。本学における実践的な知識と技術の学習成果を証明するものとして、これらの資格取得が位置づけられる。各資格は要件とされる科目の取得単位数で認定され、資格によってはそれに加えて筆記試験や実技試験が課される。いずれも定量的な成績評価が行われ資格が付与される。また、就職の際にこれらの資格の有無が問われることもあり、実際の価値がきわめて大きい学習成果と位置づけられる。

本年度は1年次30名中2名が原級留置となり、残りの28名（93%）の学生は進級した。また、2年次35名中33名（94%）の学生が卒業し、2名が中途退学した。したがって、年度当初の在籍学生のうち、9割以上の学生が各科目の学習成果（修得目標）を達成し、その総体として教育課程の学習成果を達成したと評価される。

表Ⅱ－１ 本学の学習成果に対応する資格とその合格率*

資格認定		対象者数	合格者数	合格率
詰巻締主任技術者		26	26	100%
詰品質管理主任技術者	一次試験	33	33	100%
	二次試験	29	22	76%
詰殺菌管理主任技術者	一次試験	33	33	100%
	二次試験	26	18	69%
密封評価技術者（キャッピング）		22	6	27%
密封評価技術者（ヒートシール）		23	14	61%
食品衛生管理者・食品衛生監視員		33	33	100%
HACCP管理者資格		22	22	100%
フードサイエンティスト		34	34	100%

*資格取得のために試験合格後の実務経験が必要なものや、申請手続きを行って資格取得が完了するものもあるため資格取得者としてではなく、合格率として示した。したがって、実際の資格取得者数とは必ずしも一致しない。

資格取得状況については表Ⅱ－１にまとめたとおり、多くの資格で高い合格率が得られている。したがって、包装食品の技術者に求められる専門的な知識と技術について、基本的な学習成果については高い達成率が得られたと判断される。詰品質管理主任技術者と殺菌管理主任技術者の二次試験は以前よりやや合格率が低く、本年度も、平成24年度よりは若干増加したものの、7割から8割弱にとどまった。品質管理と殺菌管理は、本学で定めた学習成果のなかでも高度な専門性が求められる内容である。

いずれも工学的体系の中で数字処理能力が必要となる内容であり、本学の学習成果達成にとって、この分野の教育・学習状況を把握し、改善の可能性を探る必要が示唆される。ただし、本学で学ぶ内容としては、これら二次試験の内容がかなり高度であることも留意すべきである。東洋食品工業短期大学認定資格密封評価技術者（キャッピング、ヒートシール）については、受験者数が毎年増えているが、合格率は低い状況である。

個別の学習成果を構成するのは各科目の学習成果（修得目標）である。個々の科目はすべて 100 点満点で定量評価している。本学のカリキュラムマップにおける各領域について構成科目の平均点を算出すると、表Ⅱ－2 のようになる。どの分野の総合点も合格水準以上の平均点となっており、学習成果を達成できていることが分かる。平成 24 年度まで平均点が低かった食品分野も含め、全ての分野で平均 70 点以上の成績に達しており、教育効果が上がっていると評価できる。

表Ⅱ－2 カリキュラムマップにおける分野別平均点

分野	総合
一般教育科目	81
食品分野	74
包装材料分野	73
食品製造分野	78
食品包装機械分野	76
微生物制御分野	73
品質保全分野	78

＊本年度卒業生の最終成績をもとに算出

このように、本学の学習成果の達成度は、定量的な評価が可能であり、その結果をもとにカリキュラム編成や教育体制の改善へダイレクトにつながられる単純性と明快性を備えているといえる。本年度はカリキュラム委員会において教育課程の学習成果と科目の対応づけを行った。これにより、各科目の学習成果と教育課程の学習成果それぞれについて定量評価が可能となった。前者の定量評価は上述のとおり既に実施しており、後者については平成 26 年度から定量評価をスタートする予定である。

（b） 課 題

課題は特にない。

基準Ⅱ－A－5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

（a） 現 状

本学のカリキュラムは平成 19 年度のコース制導入を契機に大きく変更された。新し

いカリキュラムが適用されて以降の3学年分の卒業生に対して、平成24年度に初めて卒業後評価を行った。卒業後評価は郵送によるアンケート調査によって行い、対象は本学卒業生を採用したことのある企業と、卒業生自身に対して行った。

企業に対しては以下の項目を調査している。

- ・ 職場で求められる知識・能力・技能
- ・ 本学卒業生の在籍人数
- ・ 卒業生の働く部門
- ・ 卒業生の能力評価（専門性と社会人としての能力）
- ・ 製造技術の伝承・教育に関する不安の有無
- ・ 本学カリキュラムで強化すべき点
- ・ 資格の中で重要なもの・有益なもの
- ・ 企業で必要としている人物像
- ・ 本学に対する提案・要望

卒業生に対しては以下の項目を調査している。

- ・ 本学カリキュラムの内容で実務に役立っている点
- ・ 本学カリキュラムで欠けている点
- ・ 本学の今後のあり方について

しかし回答数が十分ではなかったため、本年度はアンケート内容を再検討し、引き続きアンケート調査を継続している。アンケート依頼と回収方法も再検討し、企業への直接訪問や卒業生組織（アップール会）への直接依頼を取り入れた。データが十分に集まった時点で分析を行っていく。

（b） 課 題

卒業生および進路先からの評価データが十分に集まっておらず、分析評価するに至っていない。

〔テーマ〕

基準Ⅱ-B 学生支援

基準Ⅱ-Bの自己点検・評価の概要

（a） テーマ全体の自己点検・評価の要約

本学は少人数教育のため学生個々の学力の把握と個別指導を容易に行える状況にあり、各学生に応じた対応をとっている。また、学生の動向・心情は、全ての大学活動の中でタイムリーに把握し対処することが可能である。

学生支援の組織的な対応としては、学生支援委員会が主体となり、担任・副担任、卒

業研究担当教員、および事務室を中心に、教職員一体となって学習支援、生活指導、進路支援等の学生支援活動を行っている。また、学生からの相談は何時でも受け付ける体制で学習指導などを行っている。

教員は学生の学習成果をシラバスに記載された適切な成績評価基準に則って評価し、達成状況を把握している。

各科目の修得目標と学習成果との関連性を明確にし、学生が自分の学習成果に対する到達度を把握できるような仕組みを設定した。また半期毎に成績評価一覧表を事務室で作成し、教授会で報告され、学習成果の達成状況を把握している。

学生による授業評価は、平成 22 年度に実施し、授業の改善に活用したが、平成 23、24、25 年度は実施していない。

F D 活動として、内部研修会を開催するとともに、外部研修会への参加を推進している。また、実習等についても内容の改善に関し、適時関係教員間で打合せを行っている。

事務部門は学生の学習成果の把握のため、グループウェアを導入して作業の効率化を図り、情報の共有化を推進し、C H や個々の面談を通じて適切な支援を心がけている。事務室員は各自の能力向上のため、積極的に各種研修会に参加している。

図書館は学長に直属した機関として管理運営されている。購入図書選定および図書等廃棄については、図書委員会を開催し選定している。学生向けの書籍については、希望図書を聞き積極的に購入を進めている。また、蔵書本の検索システムや自動貸し出しシステムの導入、開館時間の延長を行いし、利用の拡大を図っている。

学生への情報処理教育の一環として、教師用および学生用パソコンを設置した I T ルームを設置し、情報処理演習の科目を設けているとともに、これらのパソコンを随時使用できる環境にしている。

また教職員用パソコンを各自所有し、教育・研究や学校運営に活用している。

学生が利用可能な学内 L A N は構築されていない。

入学時のオリエンテーションでは、学生便覧とシラバスとを配付し、履修科目の選択に関するガイダンスを行い、計画的で効率よく学業に専念できる履修計画を立てるように指導している。

本学では、タイ王国ランシット大学等との短期研修派遣・受入を毎年実施している。外国人留学生入学試験も設定しているが、受け入れの実績はない。

学生が主体的に参画する各クラブや学生会については、顧問を選任して活動を支援している。

学生のキャンパス・アメニティへの配慮として、運動場、アリーナ、カフェテラス、トレーニングルーム等が整備されている。

宿舎が必要な学生への支援体制として、男子学生寮を整備し、また女子学生用借り上げマンションを提供している。自動車・バイクによる通学は禁止している。自転車での通学も原則として認めていない。

学生への経済的支援の制度として、本学独自の奨学金給付制度を設け、奨学規定に基

づき運用している。

学生の健康管理は、定期健康診断、インフルエンザ予防接種、校医による健康相談、カウンセラーによるメンタルヘルスケアを実施している。

本学では、本学の特徴である食品・密封に関する専門知識修得を希望する熱意ある社会人を受け入れるために社会人推薦入学・科目等履修制度を設けており、毎年社会人を受け入れ、専門知識修得・資格取得のための支援を行っている。また、履修証明プログラムに対応した「社会人育成コース」等の講習会を開催している。

障がい者に関する施設の支援体制は、校舎の大幅な改築が必要となるため、一部は実施されていない部分がある。

学生による地域活動、地域貢献あるいはボランティア活動など社会的活動は、現状では評価の対象にしていない。しかし、学生は、日本赤十字社による献血活動、両周辺の清掃活動、地元神社の神輿巡業等に参加し、「誠実と勤労の精神を根底においた人格教育」につながる活動を実践している。

就職のための資格取得、就職試験対策等の支援として、食品衛生管理者（食品衛生監視員）、公益社団法人日本缶詰協会認定資格である缶詰巻締主任技術者、缶詰品質管理主任技術者、缶詰殺菌管理主任技術者、食品科学技術教育協議会認定のフードサイエンティスト、学内認定資格として密封評価技術者（キャッピング、ヒートシール）の取得を支援・指導している。

個々の学生の就職活動の経過は事務室で逐次記録する体制をとっており、結果として卒業時の就職状況を全学生について把握している。また、就職先の各企業とのコミュニケーションも活発に行っている。進学・留学を志望する学生には個別に対応している。

本学の入試選抜では、指定校推薦入試、公募制推薦入試、一般入試、社会人推薦入試、外国人留学生入試等の多様な入学者選抜制度を設け、「入学試験要項」「本学ウェブサイト」に入試の日程・方法を明記・開示している。学内では、規定等により可否の判定基準を明確に定め、教授会で可否を判定する等、入学者選抜は公正かつ正確に実施している。

入試広報の体制・事務については、入試委員会、広報委員会および事務室が連携し、全学で取り組んでいる。

入学試験要項（学生募集要項）および大学案内では、本学の教育方針や教育目標、資格取得、就職等の情報を受験生に提供している。

その他、大学見学者や電話等による受験の問い合わせ等については、事務室学生課が中心になって正確な情報把握に努め、適切に対応している。

合格者に対しては、入学までに授業や学生生活についての情報を提供し、入学するまでの準備、入学前課題を課して提出することを義務づけている。

（b） 自己点検・評価に基づく改善計画

学生による授業評価については、平成 26 年度には実施するように F D 委員会にて検

討を進める。

学生が利用可能な学内LANについては、必要性は認識しているが、本学の規模における費用対効果の議論があり、学内で十分検討して構築を図っていく。

学内施設における障がい者への支援体制は十分には整っていない。本学の求める食業人育成のため、障がい者に対する実験・実習の進め方を踏まえた上で検討することが必要になるので、学内でしっかりと協議して構築を図っていく。

〔区分〕

基準Ⅱ－B－1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

（a） 現 状

教員は学生の学習成果を適切な成績評価基準に則って評価し、達成状況を把握している。教育施設も平成20年度にITルームを設置し、各種閲覧や、就職活動に有効活用されている。また、平成23年度に図書館の自動貸し出しシステムを導入した。

教員の学習成果の獲得に向けた取り組みとしては以下のように対応している。

担当教員による評価方法はシラバスに記載されており、シラバスは学生にも配付され、オリエンテーション等で十分に説明されている。

平成24年度に教育目標に対応する学習成果を設定した。さらに本年度に各科目の修得目標と学習成果との関連性を明確にし、学生が自分の学習成果に対する到達度を把握できるような仕組みを設定した。本年度の試験成績から運用を開始する。また期ごとに成績評価一覧表を事務室で作成し、教授会で報告され、学習成果の達成状況を把握している。ただし教授会メンバー以外には配付されておらず、個々の要求に応じて開示している。

単位認定の方法は授業形態により異なっている。講義の場合、ほとんどの科目で筆記試験による単位認定を行っているが、出席態度やレポート等、筆記試験以外の方法で評価を行っている科目もある。実験および実習科目は、レポートや実技試験および実習態度、出席率等によって評価を行っているが、インターンシップや卒業研究はレポートだけでなく、成果発表の力量についても評価の対象としている。評価方法および評価基準は、各科目担当教員に一任しており、総合点で60点以上であれば単位認定している。

平成19年度の入学生からコース選択制度が取り入れられ、履修方法が若干複雑になった。その対応策として、入学時からオリエンテーション等を通して学生への周知徹底を図ったところ、科目履修に関して大きな混乱はなかった。2年間という短い期間ではあるが、多くの学生が、必修科目はもちろん選択においても開講科目のほとんどを履修し、単位を取得している。

毎年4月、全学生を対象に英語・数学・化学の基礎学力確認試験を実施し、1年次は基礎学力の把握と入学前課題の習得の確認、2年次は1年次からの学力向上を把握する

指標にしている。

本学では、担任が中心になって、1年次生を対象としたCH(コミュニケーション・アワー)の時間を設けている。CHでは、大学生活に必要な情報を提供する他、授業や施設等大学に関する学生の意見を直接ヒヤリングしている。さらに、平成23年度から学生支援体制を強化するため、新たに副担任制を導入し、卒業研究担当教員においては、担当学生の卒業までの支援を行うようにした。各科目担当教員についても学生からの相談は何時でも受け付けるというのが従来からの体制だが、新たに本年度後期から、学生からの授業に関する質問・相談に必ず応じられる時間をオフィスアワーとして、平成26年度からはシラバスに明記する。また、平成26年度から授業以外の学修時間についてもシラバスに予習復習等の必要事項を明記する。

平成22年度に授業に対する学生の満足度を知るため、カリキュラム・FD委員会が主体となって「学生による授業評価」を、教材、授業方法、シラバスに関する項目でアンケートを実施している。その結果は、カリキュラム改善の分析資料にするとともに、科目担当者が自分の講義を客観的に把握し、授業の改善に役立てられるよう、授業改善チェックシート等の形で教員に公開して内容の説明を行い、授業の改善を促している。ただし、平成23、24、25年度は実施していない。

教員の授業改善については、平成24年度はカリキュラム・FD委員会主催による、「授業の方法」の外部研修会への参加および内部研修会を開催し、教員の63%が受講し、授業内容の改善を推進している。本年度も継続して外部研修会に参加している。また、実習等についても内容の改善に関し、適時関係教員間で打合せを行っている。

事務職員の学習成果の獲得に向けた取り組みとしては以下のように対応している。

事務部門は学生の学習成果の把握のため、平成17年度からグループウェア導入で成績評価一覧表や学生便覧の作成の効率化を図り、情報の共有化を推進し、CHや個々の面談を通じて適切な支援を心がけている。事務室員は各自の能力向上のため、積極的に各種研修会に参加している。

1. 総務部職員

文部科学省主催の各種研修会をはじめ、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立短期大学協会、私学経営研究会主催の各種研修会に参加している。

①補助金の申請 ②法人会計経理処理 ③科研費 ④共済保険業務 ⑤再雇用制度 ⑥学校法人の経営等に参加している。

2. 事務室職員

文部科学省主催の各種研修会をはじめ、日本私立短期大学協会、日本学生支援機構、私学経営研究会、日本国際教育支援協会等に参加している。

①教務関連 ②就職関係 ③入試関係 ④募集広報 ⑤法務関係 ⑥学生支援関係
⑦インターンシップ関係 ⑧メンタルヘルス ⑨補助金事務等に関する各種研修会に参加している。

学習成果の獲得に向けた施設設備および技術的資源の有効活用としては以下のように対応している。

本学の図書館は、教育および研究活動に必要な資料を収集・管理し、事務職員および学生の利用に供し、教育および学術研究に資することを目的に、昭和 40 年 4 月に高碕記念図書館として設立された。図書館は学長に直属した機関であり、館長、事務職員各 1 名と図書委員 2 名で管理・運営されている。

購入図書選定および図書等廃棄については、図書館長を中心に、選任された図書委員により定期的に図書委員会を開催し、選定している。また図書委員会より各教員に対し、学生向け推奨図書の選択、購入を呼びかけている。

蔵書については、教員の研究分野である食品加工・微生物等の専門分野に関する書籍が多く、図書購入もこれらの分野が中心である。学生向けの基礎教養科目に類する書籍や一般教養図書については、学生に希望図書を聞き、積極的に購入を進めている。

図書の廃棄に関しては、これまで比較的図書収納スペースがあったため、固定資産図書について廃棄することはほとんどなかった。しかしながら、図書収納スペースの確保および有効活用の観点から、平成 18 年度に 1960 年以前の利用されない図書について、廃棄を決定した。なお、平成 19 年度に図書館に関する規定の見直しを行い、図書館資料管理規定を新たに制定した。

平成 23 年度には図書貸し出しシステムを導入し、より利用しやすい図書館となった。

図書館には、本学の専門分野である食品関係の蔵書をはじめ、学生の専門教育科目、一般教育科目に関する蔵書、並びに、教育・自然科学・土木・建築・園芸・その他学生の必要とする一般の蔵書も揃えているが、改版等により内容が古くなった蔵書も多い。特に本学の専門教育において重要な領域に関しては、新規図書を毎年揃えていく必要があり、今後、計画的に新しい図書を購入していく。

また、近年は授業に A V 資料を利用することが多くなっていることから、DVD・ビデオテープ等の資料の保管場所を定め、館内に DVD・ビデオテープが視聴できる映像機器を設置している。学生の図書館の利用については、入学時に図書館利用ガイダンスを実施し、授業に関係することだけでなく、広く一般的な事柄の調査にも利用するよう説明している。

学生のレポート等については、インターネットで調査し作成することも可能な時代ではあるが、図書委員会を通じて、教員に対し図書館の蔵書を利用してレポートを作成するよう働きかけている。また、蔵書には改版等により内容が古くなった書物が多いことから、学生の利用意欲を失わせることにもなるので、分野ごとに見直しを図り、担当教員により可否を検討の上順次最新の発刊書に更新を図り、利用頻度を高めていく。

また、図書館では、本学の特徴でもある食品関係の蔵書が多数あることから、食品業界関係者の利用が年々増加している。学内外の入館者が、どのような分野の図書を利用しているかを詳細に把握するため、平成 18 年度より入館者の氏名・所属・利用時間・

利用図書等の図書館利用状況を記録している。さらに、平成 18 年度に学生に対しアンケートを実施した結果、ほとんど図書館を利用しない者が 6 割強いることが判明し、また、資料および図書の案内表示が分かりにくいとの回答が 15%にもなっていたが、平成 19 年度に閲覧室等の大幅な改修を行った結果、より利用しやすい図書館に改善された。平成 20 年度には、学生に使いやすい蔵書本の検索システムを構築し、平成 23 年度には自動貸し出しシステムを導入し利用拡大を図った。

本学図書館は、①近畿地区図書館協議会、②兵庫県大学図書館協議会、③私立短期大学図書館協議会、に加入しており、各協議会を通じて情報の発信・収集および連帯を図っている。また、学内については、図書の新着情報（月刊）と図書館だより（季刊）を発行し、学生の利用を呼びかけている。

従来、図書館の開館時間は午前 8 時半～午後 5 時であったが、平成 19 年度から開館時間を午後 7 時まで延長し、利用の拡大を図った。また、学外者にも図書館を開放し、地域貢献に取り組んでいる。

学生への情報処理教育の一環として、パソコン・ソフトの習熟を目的とした情報処理演習の科目を設けている。平成 20 年度に新たに教師用および学生用パソコンを設置した I T ルームを新設し、情報処理演習等の講義で活用している。このパソコンは常時インターネットに接続可能としている。また、学生談話室および図書館に設置されているパソコンも随時使用できるようになっており、各種調査や就職活動に利用できるようになっている。なお学生寮の談話室にパソコン 3 台を設置し、レポートの作成・インターネット等の利用もできるようにしている。学生が利用可能な学内 L A N は構築されてない。

また教職員用として各自 1 台から 2 台を所有し、授業、各種調査や学校運営に活用している。教職員は業務に必要な P C 利用技術は十分に有しており、技術向上のための特別な研修等は実施していない。

（b） 課 題

学生による授業評価については、過去にはアンケート形式で実施しているが、平成 23、24、25 年度は実施していない。

学生が利用可能な学内 L A N は構築されてない。

基準Ⅱ－B－2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

（a） 現 状

学習支援の一環として、平成 23 年度より、4 月のオリエンテーション時に 2 泊 3 日の学外研修を採り入れ、新入生の学習ガイダンス、履修、資格、就職を含めた目標の設定とコミュニケーションを深めることを目的に学習・生活支援を組織的に行っている。平成 24 年度の学外研修については、2 年次生によるピアサポートを実施した。

本学は以前より学年担任制を導入しているが、平成 23 年度から担任、副担任の 2 名体制とし、支援体制を強化した。

また 4 月度オリエンテーション時に、英語・数学・化学の基礎学力確認試験を実施し、1 年次は入学前課題の成果および基礎学力の把握のため、2 年次は 1 年次の復習を含めた、学習成果の把握を行っている。特に基礎学力試験の点数が低い学生には補習を実施し、基礎学力の定着を図っている。また、平成 26 年度から授業以外の学修時間についてもシラバスに予習復習等の必要事項を明記する。

最初に学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機づけに焦点を合わせた取り組みとしては、以下のように対応している。

オリエンテーションでは、履修科目の選択に関するガイダンスを行い、必修科目・選択科目、卒業に必要な単位数および各種資格取得に必要な科目等の関連を明確に理解し、計画的で効率よく学業に専念できる履修計画を立てるように指導している。

また、平成 19 年度より密封技術・食品製造技術のコース選択が開始されたため、初年度に 2 年間の計画が立てられるようなコース別の資料の作成を行った。

2 年次生に対しても履修科目のガイダンスを行い、選択したコースでの履修漏れがないように配慮している。さらに本年度に各科目の修得目標と学習成果との関連性を明確にし、学生が自分の学習成果に対する到達度を把握できるような仕組みを設定した。本年度の試験成績から運用を開始する。

次に学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けた印刷物等の発行状況は、以下のようになっている。

建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標、学習成果やカリキュラムポリシー等について学生便覧に記載し、入学時のオリエンテーションで配付し、内容を説明している。

学習や科目選択の資料として科目毎のシラバスを作成し、履修目的・講義内容・修得目標・履修上の注意事項・成績評価の方法等を理解するための資料として全学生に配付している。年度初めにはカリキュラムとシラバスの要約・科目間の関連・取得資格との関連を容易に理解し得る資料も作成し、配付している。

また、基礎学力が不足する学生への取り組みとして、一般教養科目で演習(必修科目)・補習を時間割に組み込み、基礎学力の向上と専門基礎知識への展開を図っている。専門科目については、各科目担当が独自の補習・課題設定を行うことで学習支援としている。

学習支援のための指導科目選択に当たっては、

- ・ 1 年次は、専門科目の履修に必要とされる基礎科目
- ・ 2 年次は、資格取得に必要な専門科目

等必要に応じて選択できるようにしている。

これらの指導を実施することにより、専門科目の知識習得がスムーズになり、知識レ

ベルの向上等の効果が確認できた。

また、4 月オリエンテーション時に英語、数学、化学の基礎学力確認試験を実施し、1 年次生は入学前課題の成果および基礎学力の把握のため、2 年次生は 1 年次の復習を含めた学習成果の把握を行っている。特に基礎学力試験の点数が低い学生には補習を実施し、基礎学力の定着を図っている。

本学は少人数教育のため学生個々の学力の把握と個別指導を容易に行える状況にある。学力優秀な学生への対応は特に組織的には実施していないが、全員必修の卒業研究や、資格取得に向けた実習等において、個々の能力を伸ばす対応をとっている。

指導助言体制としては、学年毎の担任制度が基本的な体制で、担任が主体となり 1 年次生を対象に C H を設定しており、この時間帯を使って学生の悩みや改善要望事項等を聞き取り、必要と判断した場合には個別指導を別途行い、様々な目的で活用している。平成 23 年度からは副担任も配置し、担任との 2 名体制で、より深い支援ができるように活動している。さらに、卒研担当教員も学習、生活全般に深く関与するようにしている。

もともと少人数制教育で学習の進捗状況を把握しやすく、かつ事務室・教員室も開放的で相談しやすい雰囲気であり、この状況を維持継続するように努めている。

上記のように何時でも学生からの相談は受け付けるというのが従来からの体制だが、新たに本年度後期からは、学生からの授業に関する質問・相談に必ず応じられる時間をオフィスアワーとして設け運営している。平成 26 年度からはシラバスに明記する。

最後に留学生の受け入れおよび留学生の派遣体制としては、平成 20 年度より海外から短期研修の学生や社会人の受け入れを行っている。タイ王国ランシット大学等とは学術交流協定を締結している。平成 22 年度からは、本学学生の短期研修派遣も実施している。

タイ王国との交流については、今後さらに受け入れの拡大を検討している。これまでの受け入れ人員総数は 71 名で、派遣人数は 43 名である。また、外国人留学生入学試験も設定しているが、受け入れの実績はない。

(b) 課 題

課題は特にない。

基準Ⅱ－B－3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

(a) 現 状

学生生活の支援体制は、学生支援委員会が中心となって、担任、副担任、事務室が組織的に行っている。これまで、授業に関わる学生からの質問を随時受け入れ指導していたが、本年度はオフィスアワーとして制度化し、原則として毎月曜日 15 時 20 分から 17 時に時間を設け学生の相談に当たっている。さらに、平成 26 年度シラバスに

はオフィスパワーについて記載することとした。

本学への入学者は日本全国から集まってくるため、多くの学生が寮での共同生活となる。特に地方から出てきて寮生活を始める学生に関してのケアは重要であり、4月入学時に学外研修でコミュニケーションを図ったことは効果があると考え。効果を把握する方法を検討する必要があるが、今後も学外研修は継続していきたい。また、寮生活の支援として、平成24年度より事務室所属の寮監を配置し、寮生の生活の管理・指導を行っている。

学生の生活支援のための教職員の組織として、本学では、学生支援委員会を組織している。また、教職員が学生会顧問に就任し、活動をバックアップしている。

学生が主体的に参画するクラブ・同好会については、教授会で選任された顧問がそれぞれの活動を支援する体制となっている。クラブとしては、野球部、サッカー部、バドミントン部、軽音楽部が活動している。本年度には、学生からの申請により、バレーボール同好会とフードプロセス研究会が発足した。

また、学生会等の活動として以下の行事を実施した。

- | | |
|------------|-----|
| ・新入生との懇親会 | 4月 |
| ・斉志寮防災避難訓練 | 5月 |
| ・新入生歓迎球技大会 | 6月 |
| ・寮祭 | 12月 |
| ・卒業記念パーティー | 3月 |

学生のキャンパス・アメニティへの配慮として、平成19年度にアリーナが竣工し、併設したカフェテリアでの食事・憩い・語らいの場を提供することができた。また、アリーナにはトレーニングルームも併設しており、学生の健康維持にも配慮している。学内敷地は、キャンパスロード・散策路・花壇等も整備し、屋外環境の充実を図っている。街灯についても、大学の雰囲気を持続するようなデザイン・配置に配慮している。なお、本館・図書館周辺通路のバリアフリー化も行った。

〈各設備概要〉

- ・学生食堂：カフェテリア（アリーナに併設）

※給茶機（無料）・自動販売機・テレビ・インターネット端末を設置

- ・談話室：パソコン3台・就職情報資料棚設置

本学では、学生数・教職員数とも少なく、売店は設置していない。また、上記の無料給茶機、飲料自動販売機を備え、本年度からはカフェテリアでパン・コーヒー販売も始めた。さらに、学生の緊急の要請には、事務室で必要に応じて文具の貸出等の支援措置を取っており、学生への支援については十分に対応できている。

宿舍が必要な学生への支援体制として、学生寮（斉志寮）が本学から徒歩 5 分の閑静な住宅街の一角に配置され、志を齊しくする者が起居・勉学をともにし、規律ある自治的共同生活を通じ自主性を身につける場として提供している。事務室員が常駐の寮監として学生指導と管理運営をしている。

学生は全国から入学してくるため、入寮希望の男子学生は全員入寮できる体制を整えており、通学可能な学生も希望があれば入寮を許可している。平成 20 年度の男女共学化に伴い、女子学生のための安心できる居住施設の確保を行い、平成 20 年度より、自宅から通学できない女子学生には、借り上げマンションを提供している。

〈学生寮施設概要〉

- ・建物 S C R 構造 4 階建（延べ床面積 1,552 ㎡）
- ・居室 48 室 全室個室（8 ㎡）
- ・食堂、談話室、図書室は 2 階に設置
- ・各部屋に LAN ポートを設置

※留学生用として専用居室（16 ㎡）2 室、シャワールーム 2 ブースを設置。

通学のための便宜を図るための方策として、通学時の安全確保の観点より自動車・バイクによる通学は禁止している。自転車での通学も原則禁止しているが、徒歩通学に不便であり、安全性が確保できる場合のみ、申請により認める場合がある。駐輪場は大学敷地内に設置している。本学は最寄りの駅から近く、また半数以上の学生が至近距離の学生寮に居住していることから、現状では、通学に際して特段の便宜を図る必要性はないと考える。

奨学金等、学生への経済的支援の制度として、本学独自の奨学金基金制度を設け、奨学規定に基づき運用している。表Ⅱ－3 に本学の奨学制度等の利用状況を記述するが、奨学金受給者のほとんどが、参考図書購入等の学習費用を含む生活費として利用している。

表Ⅱ－3 奨学金の利用状況

	1 年次	2 年次
本学奨学制度	3 人	1 人
学生支援機構奨学金制度	15 人	8 人

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制として、学生の健康管理は、定期健康診断、インフルエンザ予防接種を年 1 回、校医による健康相談を月 1 回実施している。メンタルヘルスケアも、非常勤のカウンセラー（臨床心理士）が週に 1 回、学生のカウンセリングを行っている。

学生生活に関して学生の意見や要望の聴取への取り組みとして、本学は少人数教育、かつ担任制度を採用していることにより、学生の動向・心情は、講義・コミュニケー

ションアワー・寮生活等、全ての大学活動の中でタイムリーに把握し対処することが可能である。

留学生の学習（日本語教育等）および生活の支援体制として、本学は少人数教育であるため、学生個々の状況に応じた個人指導を行うことが可能であり、留学生の学習についても、組織的な支援はないが、他の学生と同様、担任や卒業研究担当教員等が学習や生活に関する支援を行っている。

本学の特徴である食品・密封に関する専門知識修得を希望する海外社会人のため、平成 20 年度より毎年 9 月に 2 週間の短期研修を実施している。また、タイ国ランシット大学との学術交流協定に基づき、毎年 2 月に学生向け短期研修を実施している。

本学では、本学の特徴である食品・密封に関する専門知識修得を希望する熱意ある社会人を受け入れるために社会人推薦入学・科目等履修制度を設けており、毎年社会人を受け入れ、専門知識修得・資格取得のための支援を行っている。

また、履修証明プログラムに対応した「社会人育成コース」を平成 23 年度に立ち上げ、本年度は 12 名の社会人が受講した。この社会人育成コースでは、最長 4 週間にわたり、食品・密封に関する研修を行い、4 週間コースの修了者には、本学が商標登録している「包装食品技術管理者」の資格称号を付与するとともに、学校教育法第 105 条の規定に基づく履修証明書を交付している。

社会人学生の学習を支援する体制として、過去 5 ヶ年の社会人学生の受け入れ状況を表Ⅱ－4 に記載する。

表Ⅱ－4 多様な学生の受け入れ状況

種 別	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	計
留学生	0	0	1	0	0	1
社会人	3	4	8	7	3	25
科目等履修生	0	1	3	0	1	5
帰国子女	0	0	0	0	0	0
障がい者	0	0	0	0	0	0
海外短期研修生	20	10	18	4	18	70
社会人育成コース	—	—	5	15	12	32

なお、これらの対応により、就業しながら学業を志す社会人への対応は十分に満たされ则认为しており、長期履修生制度は採用していない。障がい者に関する施設の支援体制として、アリーナ・図書館には、障がい者用のトイレを設置している。建物周辺の通路はバリアフリー化も行っている。本館における障がい者の支援体制は校舎の大幅な改築が必要となるため実施されていない。食業人育成を目指す本学のカリキュラムは、全開講単位 95 単位に対し実験・実習が 22 単位を占め、講義時間でみるとほぼ半分が実験・実習に当てられる。このため、学内施設における障がい者の支援体制は

実験・実習を含め検討することが必要となる。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対する評価として、学生による地域活動、地域貢献あるいはボランティア活動など社会的活動は、現状では評価の対象にしていない。しかし、地域活動やボランティア活動を通して社会の一員であることを自覚し、社会や他者のためにする貢献が本学の建学の精神である「誠実と勤労の精神を根底においた人格教育」につながるものと考えられる。

毎年、本学において日本赤十字社による献血活動が行われている。多くの学生が献血に協力し、地域住民等も参加している。平成 17 年度「兵庫県献血感謝の集い」において、長年の献血活動への協力により、兵庫県献血協議会会長（県知事）賞を受賞した。本年度は川西市献血推進協議会会長（川西市長）、および日本赤十字社社長より感謝状を受けた。

また、平成 18 年度からは川西市の地域クリーンアップデーに参加し、寮周辺の清掃活動を実施している。

本年度は、このほかに 3 年に一度開催される鴨神社の秋季例大祭御輿巡業（10 月）に学生 8 名が参加した。

(b) 課 題

学内施設における障がい者への支援体制は十分には整っていない。

基準Ⅱ－B－4 進路支援を行っている。

(a) 現 状

本学に入学してくる学生は、以前は、農業・水産高校等専門高校出身の学生が大半を占めており、食品の加工・製造実習を既に体験していることから、この分野への意気込みが強かった。しかしながら、近年は普通高校出身の学生が増加しており、食品の加工・製造実習が未体験で、食品分野への関心も乏しい学生が多くなってきた。このため、学生支援委員会を中心に事務室の協力の下、入学時のオリエンテーション学外研修で学生の意識づけを行い、担任・副担任を中心とした 1 年次の就職支援講座、インターシップ等で基礎的なことを学び・実践させ、平成 24 年度から就職支援講座の一環としてジョブカードを導入し、教授・准教授が指導する体制をとり、事務室と担任・副担任に加え、卒業研究指導教員による 2 年次における就職活動・進学等への進路支援体制につなげている。

就職支援のための教職員の組織整備と活動として、事務室、学生支援委員会、各学年担任の共同体制で 1 年次より就職活動支援を行っている。準備段階として、夏季休講後から個人面談・就職ガイダンスにより就職活動意識を高め、2 年次で本格的な就職活動を行っている。就職活動に当たっては、学生のしっかりした職業観・社会人としての素養が企業から問われており、今後も就職支援講座等の講座を年間計画に基づき実施していきたい。

平成 23 年度から実施している入学時の学外研修オリエンテーションでは、自分自身の将来の夢とそれを実現するための学生生活について考えさせる。次に、これまで実施してきた 1 年次の就職支援講座を単位認定講義に移行し、学生の履修をより強く促すことにした。さらに、2 年次の就職活動に関しては、卒業研究を指導する教員も担当学生の就職活動を積極的に支援する体制にした。

学生の就職支援体制として、就職支援室は設けていないが、事務室が学生の就職支援活動を統括している。

就職のための資格取得、就職試験対策等の支援として、免許、資格の取得状況（取得者数）を表Ⅱ－5 に示す。

表Ⅱ－5 免許、資格の取得状況

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

資格	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
社団法人日本缶詰協会認定資格*			
・ 缶詰巻締主任技術者	16	25	26
・ 缶詰品質管理主任技術者	19	29	22
・ 缶詰殺菌管理主任技術者	20	25	18
食品衛生法と同施行令に基づく資格			
・ 食品衛生管理者（食品衛生監視員）	27	43	33
食品科学教育協議会認定資格			
・ フードサイエンティスト	30	40	34
学内認定資格			
・ 密封評価技術者(キャッピング)	4	5	6
・ 密封評価技術者(ヒートシール)	1	11	14
日本食品保蔵科学会認定資格			
・ HACCP 管理者	14	16	22

* 実務経験 3 年の後、申請により取得

本学では所定の成績を修めれば、公益社団法人日本缶詰協会認定資格である缶詰巻締主任技術者（実務経験 3 年の後、申請により取得）、缶詰品質管理主任技術者一次試験免除および缶詰殺菌管理主任技術者一次試験免除の資格が取得できるようにカリキュラムを組んでいる。また、在学中に実施される缶詰品質管理主任技術者二次試験および缶詰殺菌管理主任技術者二次試験に合格するための講義・補習も実施しているが、合格率は 60～70%となっている。なお、平成 23 年度までは缶詰巻締主任技術者を取得できるのは、密封技術コースの学生のみになっていたが、平成 24 年度からは在籍コースに関係なく、巻締実習を履修でき、試験に合格すれば資格を取得できるように変更し、本年度は食品製造コース在籍学生 3 名が取得した。食品工場の品質管理者、衛生管理者向きの資格としては、「食品科学技術教育協議会」認定のフードサイエン

ティストを導入しており、本年度は辞退者 1 名を除いた卒業生が取得している。品質管理ⅠおよびⅡでは、「品質管理検定（QC検定）」の内容を講義に取り入れ、資格取得の指導を行っている。この資格は一般財団法人日本品質管理学会が認定しており、知名度が高く、食品業界に限らず、多くの業界で通用する資格となっている。

缶詰巻締技術に関しては、公益社団法人日本缶詰協会が認定する資格があるが、その他の密封技術、ヒートシール技術やキャッピング技術に関する資格はなかった。そこで、それらの技術に関して学内認定資格を平成 21 年度から設け、本年度の資格認定者はキャッピング 6 名、ヒートシール 14 名と年々増加し、現在延べ 49 名が認定を受けている。また、平成 20 年からは日本食品保蔵科学学会が認定する「HACCP 管理者資格」も取り入れている。

学生の資格取得をサポートするため、平成 23 年度から資格取得に関わる受験費用等の補助を行うこととした。平成 23 年度は、食品工場が必要となる普通第一種圧力容器取扱作業主任者（国家資格）のサポートを行い、補助を有効活用する学生が多かった。平成 24 年度には資格取得支援に関する規定を設け、本学が教育内容に関連するものとして指定する資格取得に掛かる費用については、全額、本学負担とした。

卒業時の就職状況の分析として、個々の学生の就職活動の経過を事務室で逐次記録する体制をとっており、結果として卒業時の就職状況を全学生について把握している。また、就職先の各企業とのコミュニケーションも活発に行っている。これらの結果は翌年の就職支援活動に活用している。本学は、食品関連企業で中核として働ける有能な技術者を育成することを目的として設立された教育機関であり、伝統的に食品製造業にほとんどの学生が就職しており、他大学等への進学・留学を進路とする学生は、極まれである。このため、進学・留学に対する組織だった体制は構築せず、志望する学生が出た時点で個別に対応している。

（b） 課 題

課題は特にない。

基準Ⅱ－B－5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。

（a） 現 状

本学では、入学試験要項（学生募集要項）とともに大学案内を作成し、本学の教育方針や教育目標、資格取得、就職等の情報を受験生に提供し、入学者受け入れ方針を明確に示し、オープンキャンパス・高校での進路ガイダンス・高校訪問等で高校側や生徒に説明している。また、本学ウェブサイトでも、入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）等の情報を開示している。

大学見学者や電話等による受験の問い合わせ等については、事務室が対応する体制で、学生課を中心に学生募集全般に関して、各職員が正確な情報把握に努め、適切に説明している。

入試広報の体制・事務については、広報委員会と事務室の連携の下、全学で取り組んでいる。大学案内、入学試験要項の内容の精査、本学ウェブサイトの充実、新聞、マスコミを通しての広報活動、進路説明会への参加、高校訪問等を積極的に行い、近畿圏の高校はもとより、全国の農業高校・水産高校等に向け、積極的に本学の広報活動を展開している。

本学の入試選抜では、農業高校や水産高校等で食品を学んできた生徒のうち、学校長が特に優れていると推薦する特別推薦選考（指定校推薦入試）、公募制で学業・人物を重視した推薦選考（公募制推薦入試）、学力や学習能力のしっかりした生徒を受け入れるための試験選考（一般入試）、食品企業の社員を受け入れるための社会人選考（社会人推薦入試）、外国人受け入れのための留学生選考（外国人留学生入試）等の多様な入学者選抜制度を設け、「入学試験要項」「本学ウェブサイト」に各入試の日程・方法等を明記・開示している。学内では、規定等により可否の判定基準を明確に定め、教授会で可否を判定する等、入学者選抜は公正かつ正確に実施している。

合格者に対しては、合格手続をする際に、入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。さらに、入学予定者に対しては、入学するまでの準備、入学前課題を課して提出することを義務づけ、入学後にしっかりした学力と心構えで臨めるように指導している。

入学者に対する指導については、入学式の当日に「学生便覧」を配付して、大学生生活全般についての説明と入学式以降のスケジュール等を周知している。また入学式の翌日には、卒業までの科目選択や資格取得についてのオリエンテーションも実施している。入学式後の週末には、1泊2日の学外研修オリエンテーションを行い、共同生活・グループ活動を通して、大学生活での目的・目標の明確化を促している。

（b） 課 題

課題は特にない。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

特に特記事項はない。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

基準Ⅲの自己点検・評価の概要

(a) 基準Ⅲの自己点検・評価の要約

本学の講義科目は教育課程編成と実施の方針および学習成果に基づいて設定されている。専任教員の構成と職位は、短期大学設置基準の規定を充足している。

事務組織の職務と責任体制は明確である。事務の各部署には専任職員を配置し、情報機器等、組織の運営に必要な環境も整備されている。教職員は合わせて 28 名と少人数体制であり、日頃より各部門間の連携強化を図っている。

人事管理は法令等に則った規定に定められた運用と管理を行っている。規定類は、本学の専任教職員であれば何時でも閲覧できる環境にある。日常の就業管理には磁気カード方式の就業管理システムを導入している。

事務関係諸規定は、実情に合わせて追加・修正を行っている。

専任教員は教員研究を実施し、成果を外部に発表している。研究情報は本学ウェブサイトや紀要の中で公開されている。

専任教員が研究を行う研究室等、および研究、研修等を行う時間は、ほぼ十分に確保されている。

本年度は、外部民間企業との共同研究、および科学研究費助成事業の採択による外部資金獲得はできなかった。

F D 研究会規定に基づいて F D 委員会を設置し、活動を行っている。

職員は一定レベルの能力を有し、職員の知識・技能向上のための S D 活動を行っているが、S D 活動に関する規定はまだ制定されていない。

本学における主要な物的資源である校地・校舎は、短期大学設置基準を充足している。建物は法令に準拠して建築あるいは改修済みのため、良好な状態である。

耐震対策、防災対策、防犯対策、コンピューターセキュリティ対策等は万全の対応をとっている。

施設・設備・教育機器等の物的資源については、中期経営計画等の事業計画に基づき、毎年予算を組み、計画的に導入・更新を図っている。平成 24 年度および本年度には、新規設備への補助金を獲得した。

本年度に新たに新教育実習棟(南館)を建設した。

施設設備の維持管理について、機器装置類に関しては、棚卸しを実施し、資産価値を確認している。固定資産図書についても棚卸しを実施する体制がとられている。

本学では、学生の学習支援、教職員の授業運営にパソコンを活用している。

本学は開学以来、支援先の深い理解と協力の下、継続的かつ安定的な支援を受けて、定員充足率、学納金に頼らない運営を継続しており、資金収支、消費収支ともに過去 5 年以上にわたり健全な財務状態を継続できている。

将来構想の第 2 号基本金積立金、退職給与引当等も計画とおり順調に積み立てができているほか、借入金は一切ない。

課題と改善計画として、下記が挙げられる。

- ・ S D活動に関する規定がまだ制定されていない。これについては、S D規定に関して、本学職員は一定レベルの能力を有しており、S D活動についても実質的に行われている。S D活動に関する規定については、本学事務業務の実態に適した規定を制定すべく、検討を進める。
- ・ 教員研究について、本年度は科学研究費補助金等の外部資金を獲得できなかった。これについては、外部資金獲得に関して、本学が専攻する包装食品工学は、産業界と深く結びついた実学の色合いが濃く、民間企業との技術交流は活発に行われている。この中で、積極的に共同研究や受託研究を実施して外部資金獲得を目指す。また、科学研究費助成事業についても、教員研究を活発化すると共に、申請の努力を継続していく。
- ・ 校舎の一部は構造的・スペース的制約が大きく、障がい者に対応していない。これについては、障がい者への対応が取れていない校舎部分については、校舎の大幅な改築が必要な状況であり、抜本的な対応は、将来の校舎の建替え時になると思われる。先に述べた、障がい者に対する実験・実習の進め方についての検討と併せて、学内での十分な検討を進める。
- ・ 学内LAN環境が構築されてない。これについては、学内LANの必要性は認識しているが、本学の規模における費用対効果の議論があり、設置に向けては十分に検討を行っていく。

(b) 基準Ⅲの自己点検・評価に基づく行動計画

S D活動に関する規定については、事務室が主体となって、平成 26 年度の規定制定を目指して検討を進める。

外部資金獲得については、包装食品工学科が主体となって、積極的に共同研究や受託研究の実施を図る。また、科学研究費助成事業の申請を継続する。

障がい者への対応については、総務部が主体となって、将来の校舎の建替え時における対策を検討する。また、包装食品工学科が主体となって、障がい者に対する実験・実習の進め方についての検討を行う。

学内LANについては、事務室が主体となって、設置についての検討を進める。

[テーマ]

基準Ⅲ－A 人的資源

基準Ⅲ－Aの自己点検・評価の概要

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

本学は包装食品工学科のみからなる入学定員 35 名の単科の短期大学である。専攻課程は設置していない。各科目は教育課程編成と実施の方針および学習成果に基づいて設定され、これらを担当する教員を配置している。専任教員の構成と職位は、短期大学設置基準の規定を充足している。

事務組織は事務室と総務部があり、事務組織の職務と責任体制は、事務室長と総務部長の下、事務組織規定、職務分掌規定および事務職務権限規定で明確にしている。事務の各部署には専任職員を配置し、情報機器等、組織の運営に必要な環境も整備されている。

教職員は合わせて 28 名と少人数体制であり、学習成果を向上させるために日頃より委員会活動等を通じて各部門間の連携強化を図っている。

人事管理は法令等に則った規定に定められた運用と管理を行っている。本学では、教職員就業規則・準教職員就業規則・短期雇用教職員就業規則・外国人講師就業規則・教員選考規定・教員任命規定により教員の採用・任免を行い、教職員自己評価制度に基づく面談を通じて、公正で透明性のある評価・昇任を行っている。専任教員の研究活動に関する規定は、受託研究・共同研究事務取扱規定、研究費等の取扱いに関する規定、知的財産に関する規定、病原体取扱い規定、遺伝子組換え取扱規定、海外出張旅費規定等を整備している。

規定類は、本学の専任教職員であればグループウェアにアクセスし、何時でも閲覧できる環境にある。日常の就業管理には磁気カード方式の就業管理システムを導入しており、全専任教職員の出退勤・時間外・出張外出、休暇等の管理をしている。

事務関係諸規定については、管理・人事関係を総務部が、組織・運営関係を事務室が管理し、実情に合わせて追加・修正を行っている。

本学では、包装食品産業技術の維持・発展を支える基盤研究を重視する方針を打ち出し、毎年の事業計画において表明している。専任教員は、教員研究を実施し、成果を外部に発表している。また、研究活動状況は本学ウェブサイトの中で、情報公開されている。専任教員の研究活動を発表する機会として、本年度は紀要を発行した。専任教員が研究を行う研究室等、および研究、研修等を行う時間は、ほぼ十分に確保されている。本年度は、外部民間企業との共同研究、および科学研究費助成事業の採択による外部資金獲得はできなかった。

F D 活動に関する規定として、F D 研究会規定に基づいて F D 委員会を設置し、活動を行っている。F D 関連研修は専任教員全員が受講するように体制をとっている。

S D 活動に関する規定はまだ制定されていない。しかし、職員の知識・技能向上のため、S D 関連の研修会・セミナーに参加する等の活動を行い、収集した S D に関する情報は、速やかに学内教職員で共有化している。職員は一定レベルの能力を有しているが、大学事務の多様化に対応する幅広い専門知識の習得に向け、機能強化を図っている。

防災対策については、消防法に定められた設備の整備・点検や防災避難訓練を実施している。情報セキュリティについては、情報システム管理に関する規定を整備し、対策を講じている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

S D 規定に関して、本学職員は一定レベルの能力を有しており、S D 活動について

も実質的に行われている。SD活動に関する規定については、本学事務業務の実態に適した規定を制定すべく、検討を進める。

外部資金獲得に関して、本学が専攻する包装食品工学は、産業界と深く結びついた実学の色合いが濃く、民間企業との技術交流は活発に行われている。この中で、積極的に共同研究や受託研究を実施して外部資金獲得を目指す。また、科学研究費助成事業についても、教員研究を活発化するとともに、獲得の努力を継続していく。

[区分]

基準Ⅲ－A－1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

(a) 現 状

本学は包装食品工学科のみからなる定員 35 名の単科の短期大学である。専攻課程は設置していない。

専任教員の構成は、平成 25 年 5 月 1 日現在で、教授 6 名（常務理事学長を含む）、准教授 3 名、講師 7 名、助教 2 名の 18 名であり、短期大学設置基準に定める教員数 7 名を充足している。このほかに、非常勤講師が 13 名在籍する。専任教員の職位は、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。

教授	6 名（博士号 3 学士号 2 その他 1*）*水産大学校卒業
准教授	3 名（博士号 2 修士号 0 学士号 1）
講師	7 名（博士号 3 学士号 3 その他 1）
助教	2 名（博士号 0 修士号 1 学士号 1）

博士号を取得していない教員についても、特定の分野において、特に優れた知識および経験を有すると認められ、短期大学設置基準の規定を充足している。

包装食品工学科は、1 年次においては共通の一般教育および専門教育を行い、2 年次になると密封技術コース、食品製造コースに分かれて、講義・実習を実施する体制にあり、各科目は教育課程編成と実施の方針および学習成果に基づいて設定され、これらを担当する教員を配置している。専任教員は、主に専門教育科目と実習とを教えるために配置しており、一方、特に専門性の高い科目、および基礎教養科目の一部については、非常勤教員を配置している。補助教員は配置していない。

本学では、教職員就業規則・準教職員就業規則・短期雇用教職員就業規則・外国人講師就業規則・教員選考規定・教員任命規定により教員の採用・任免を行い、教職員自己評価制度に基づく面談を通じて、公正で透明性のある評価・昇任を行っている。

(b) 課 題

課題は特にない。

基準Ⅲ－A－2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

(a) 現 状

本学は、日本で唯一の包装食品工学科からなる単科短期大学であり、教育目的に「食品の加工、貯蔵法の学理および技術の教授並びに研究を行い、・・・」とうたわれているように、包装食品技術に関する技術の維持・発展に貢献する教育研究活動を行うことが求められている。この分野は産業界と深く結びついた実学の色合いが濃く、創立当初より、企業からの技術相談や技術者教育の養成に応じてきている。

従来は、包装食品技術の開発は各企業で行われ、技術蓄積が図られてきた。しかし今日、少子高齢化に伴い各企業における技術伝承が困難な状況に陥っており、技術消滅が懸念される。このような状況に鑑み、本学では、包装食品産業技術の維持・発展を支える基盤研究を重視する方針を打ち出し、毎年の事業計画において表明している。しかしながら、これらの研究活動は必ずしも学術的に高い評価を得られないものを含んでおり、一般的な研究成果として認知されるものは少ない状況となっている。

本年度は、教員研究として 15 テーマを実施した。成果として、報文 1 報、学会発表 4 件（ポスター発表を含む）が挙げられる。専任教員の研究活動状況は本学ウェブサイトの中で、研究活動実績が公開されている。

本年度は、外部民間企業との共同研究 2 件を行ったが、いずれも研究費の提供を受けておらず、外部資金獲得にはつながらなかった。科学研究費助成事業に対しては、日本学術振興会の挑戦的萌芽研究 1 件、若手研究（B）1 件、日本私立学校振興・共済事業団の若手研究者奨励金に 1 件の申請を行ったが、いずれも採択に至らなかった。

来年度（平成 26 年度）には民間企業との共同研究並びに受託研究を実施する予定である。

専任教員の研究活動に関する規定は、受託研究・共同研究事務取扱規定、研究費等の取扱いに関する規定、知的財産に関する規定、病原体取扱い規定、遺伝子組換え取扱規定等を整備している。

専任教員の研究活動を発表する機会として、従来は公益財団法人東洋食品研究所と合同で研究報告書を隔年発行していたが、平成 23 度からは本学単独の研究紀要を発刊し、本年度は紀要第 2 号を発行した。

専任教員が研究を行う教員室、研究室等に関しては、本年度竣工した南館 2 階に教員室を配置し、1 人当たり 4.8 m²を確保した。現在は、共通研究室として 11 室を整備している。また、実習設備を研究設備としても活用している。

専任教員の研究、研修等を行う時間について、カリキュラム上、専任教員が講義・実習等を担当する時間は、全講義時間に対して平均 27%である。ただし、一部の実習担当教員は担当時間が 40%を超える場合もある。また、休業期間中に実施する社会人向け

講習や国際短期研修に関する負担、地域連携や寄付者向け贈答品作成等の各種行事・作業等に関する負担などがあり、時間配分には困難な部分がある。一方、2年次生の必修科目である卒業研究を通じて、教員研究の一部を進めることは行われている。本年度は、新任教員3名が新たに加わった。本年度末には2名が退任したが、差引1名の増員となり、平成26年度は更に教員1名が増員となるため、負担が軽減される。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規定については、海外出張旅費規定を整備している。

F D活動に関する規定として、F D研究会規定を平成19年度に制定し、これに基づいてF D活動を行っている。平成24年度まではカリキュラム委員会と合同でカリキュラム・F D委員会を設置し、「教育課程の学習成果」、「教育課程編成と実施の方針」および「学位授与の方針」を制定した。本年度から、F D委員会をカリキュラム委員会から分離し、独自の活動を行う体制となった。

F D関連研修は専任教員の63%が研修を受講しており、今後も新任教員を中心に全員が受講する体制を取る。

本学は教職員合わせて28名と少人数体制であり、学習成果を向上させるために日頃より委員会活動等を通じて関係部門との連携強化を図っている。

(b) 課 題

教員研究について、本年度は科学研究費補助金等の外部資金を獲得できなかった。

基準Ⅲ－A－3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。

(a) 現 状

本学の学習成果を向上させるための事務組織は事務室と総務部があり、事務室は、学生課と教務課の2課体制で組織し、学生の履修指導や個別相談等を実施し、就職指導および学生指導を行っている。総務部は、法人総務を含み、総務課と経理課の2課体制で組織し、教育環境の整備、予算の管理、日常の営繕、保安全管理を行っている。

事務の各部署には、本学の運営および学生の支援等の業務を円滑に運営するために専任職員を配置し、組織の運営に必要な環境も整備されている。事務組織の職務と責任体制は、事務室長と総務部長の下、事務組織規定、職務分掌規定および事務職務権限規定で明確にしている。

事務組織については、年度初めの評議会・理事会において、事務組織の業務内容、管理職の氏名を示し、事務分掌を周知している。

事務室については、少人数であることから必然的に職員の多能工化は進んでおり、一定レベルの能力は各職員とも有しているが、大学事務の多様化に対応する幅広い専門知識の習得に向け、機能強化を図っている。

事務関係諸規定については、学校法人関係諸規則(管理・人事)を総務部が、大学関係諸規則(組織・運営)を事務室が管理している。規定類については、事務部門および

関係部門が随時見直しを行い、実情に合わせて追加・修正を行っている。

事務室は、本館 1 階に設置されていて、学生もサービスが受け易い環境であることに加え、学生への利便性を高めるため、その場でできる仕事は即処理することをモットーにして、事務室の窓口業務については、「平日 8 時 30 分から 17 時 30 分まで」と、昼休み時間だけでなく定時後も 30 分延長して学生に対応している。また、事務室内の情報機器については 1 人 2 台のパソコンを配し、総務部・教学部門と共有のネットワークに接続するとともに、事務室内にも独自にネットワークを設け、事務室内での情報の共有化を図っている。複合機・大判印刷機等事務に必要な備品も整備されている。

防災対策については、学生寮も含め、年 2 回の消防法に定められた設備の整備・点検や、川西市消防本部の協力を得て年 1 回の防災避難訓練を実施している。

情報セキュリティについては、情報システム管理に関する規定を整備し、対策を講じている。

S D 活動に関する規定はまだ制定されていない。しかし、職員の知識・技能向上のため、文部科学省関係の説明会や日本私立短期大学協会、日本学生支援機構、私学経営協会等の研修会・セミナーに積極的に参加し、スキルアップを図っている。また、職員は、「コンソーシアムひょうご神戸」の部会で本学選出委員としても活動している。こうした活動を通じて収集した S D に関する情報は、速やかに学内教職員に通知・還元し、共有化している。S D 活動に関する規定については、本学事務業務の実態に適した規定を制定すべく、検討を進めている。

事務室の日常業務については、学習成果の向上のため、教学部門および総務部門と常に連携・協力しているとともに、毎年、当該年度の事業計画における事務部門目標に基づいて、業務の見直しや改善に取り組んでいる。また、学事システムの導入に備え、学生情報・出身校情報・就職企業情報等の内容の精査とデータの一元化を推し進めている。

(b) 課 題

S D 活動に関する規定がまだ制定されていない。

基準Ⅲ－A－4 人事管理が適切に行われている。

(a) 現 状

学内の人事管理は総務部が分掌している。労働基準法第 89 条の定めにより「教職員就業規則」を昭和 45 年 4 月に制定し、所轄の労働基準監督署に届け出て運用しており、法改正の都度等適時見直しを行い、理事会承認を経て所轄監督署に届け出ている。

教職員の採用、退職、諸手当は「教職員就業規則」等に明文化している。その他の労務関係の規定類は、本学の専任教職員であればグループウェアにアクセスし、何時でも閲覧できる環境にある。本学の人事考課の基本は、自己評価に基づき、考課者と

被考課者が行う年 2 回の面談にある。全教職員（専任）は、自分の強み弱み、期待されていること、目的、目標を認識している。

教職員の人事発令については人事考課に基づき、学長、学科長、事務室長、総務部長が検討の上、教授会と理事長の承認を経て発令している。

日常の就業管理には磁気カード方式の就業管理システムを導入しており、全教職員（専任）の出退勤・時間外・出張外出、休暇等の管理をしている。特に、休暇・出張・外出等の不在要件は所属長の事前承認制を原則とし、防災時の危機管理情報の一つとしても利用できるように努めている。

人事管理は法令等に則った規定に定められた運用と管理を行っており、適切な運営を行っていると考えている。

（b） 課 題

課題は特にない

[テーマ]

基準Ⅲ-B 物的資源

基準Ⅲ-B の自己点検・評価の概要

（a） テーマ全体の自己点検・評価の要約

本学における主要な物的資源である校地・校舎は、短期大学設置基準を充足している。耐震対策、防災対策、防犯対策、コンピューターセキュリティ対策等は万全の対応をとっている。施設・設備・教育機器等の物的資源の整備や活用についても良好である。実習・実験機器備品等については、経年劣化しているものも存在しているが、中期経営計画等の事業計画に基づき、毎年予算を組み、計画的に導入・更新を図っている。なお、平成 24 年度および本年度には、新規設備への補助金を獲得した。

実習場の面積が狭く、新しい実習機器・設備の導入が困難となっていたが、本年度に新たに新教育実習棟（南館）を新設し、1 階に実習場を確保、新規実習設備の導入と既存設備の一部を移設した。

施設設備の維持管理について、建物は法令に準拠して建築あるいは改修済みのため、良好な状態である。機器装置類に関しては、棚卸しを実施し、資産価値を確認している。固定資産図書についても棚卸しを実施する体制がとられている。

（b） 自己点検・評価に基づく改善計画

障がい者への対応が取れていない校舎部分については、校舎の大幅な改築が必要な状況であり、抜本的な対応は、将来の校舎の建替え時になると思われる。前述の、障がい者に対する実験・実習の進め方についての検討と併せて、学内での十分な検討を進める。

[区分]

基準Ⅲ－B－1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

(a) 現 状

本学は、校地面積 13,309 m²を有し、短期大学設置基準の収容定員に基づく基準面積(700 m²)を十分に充たしている。また、本年度に竣工した新教育実習棟を含めて校舎面積 3,889 m²を有し、短期大学設置基準の収容定員に基づく基準面積(2,000 m²)を充足している。

体育施設については、構内に設置する屋外運動場として、約 5,100 m²のグラウンドを有し、さらにテニスコートも整えている。また、トレーニングルームを併設した本学専用の体育館(1,149 m²)を所有している。それぞれ体育実技の授業や体育系のクラブ活動等に利用している。

本学では、平成 19 年度の本館・図書館のリニューアル工事、平成 20 年度の新体育館・カフェテリア新設工事に際し、階段に手摺り、玄関口にスロープを設けた。また、図書館・体育館には車椅子対応トイレも備えている。

全学において、講義室 2 室、演習室 1 室、実験実習室 15 室、情報処理学習室 1 室を有しており、教育目的に沿って活用され、「教育課程編成と実施の方針」に基づいて授業を行うことに支障はない。しかし、実習場については面積が狭く、新しい実習機器・設備の導入が困難であったことから、平成 24 年度に新教育実習棟の建設を決定し、本年度に竣工した。

本学で取得できる資格で、適用しなければならない法令や資格認定団体の規則に基づく機器備品は保有・整備しているが、経年劣化している機器類も多い。

固定資産機器の台帳を整備し、計画的に設備更新を図る体制を整備した。なお、アセプティック飲料製造技術教育のため、新教育実習棟に導入したペットボトルの無菌充填設備に、文部科学省の平成 24 年度私立大学研究施設整備費等補助金が交付される。

図書館の面積は 531 m²である。閲覧・貸し出しサービス等が支障なく行えるよう配置に配慮している。

購入図書の選定基準は、図書委員会が図書館規定と図書館資料管理規定に基づき選定している。選書・購入図書は食品関連図書がほとんどであり、図書委員会の決定に基づいて適時その充実を図っている。参考図書は 17,127 冊所有し、全体の図書数の 38%を占めており、参考図書として一箇所に集中して配架している。また、資料の増加と書架の空きスペースとの兼ね合いを考慮し、利用価値のなくなった図書・資料の廃棄も、図書館資料管理規定に基づき図書委員会の審議を経て随時行っている。

本年度の蔵書数は表Ⅲ－1 のとおりである。新着雑誌、製本済専門誌、A V 資料は、一般図書とは別置して利用の便を図っている。

表Ⅲ－１ 蔵書等の概要

(平成26年3月31日現在)

	種 類	冊 数 等
蔵 書 数	図 書	28,230 冊
	専門誌等（製本）	16,995 冊
年間受入数	図 書	418 冊
	学術雑誌種類数	85 種
A V 資料数	ビデオ・D V D	239 種
A V 設備	視聴用モニター	1 台
	ビデオ・D V D プレイヤー	1 台
	C D デッキ	パソコンで代用(3 台)
パソコン	蔵書検索専用	1 台
	一 般 用	3 台
座 席		24 席

(b) 課 題

校舎の一部は構造的・スペース的制約が大きく、障がい者に対応していない。

基準Ⅲ－B－2 施設設備の維持管理を適切に行っている

(a) 現 状

固定資産の内、建物は平成 18 年度から平成 19 年度にかけ、全学的に体育館建替工事、本館耐震化工事、図書館リニューアル工事等、集中的に立替、改修工事を実施し、耐震基準未滿、消防法、その他法令、アスベスト対策の基準から外れた建物は一掃できた。本年度に飲料実習棟（南館）を竣工し、校舎等の増築は一段落した。既存の建物にも大規模な補修予定はない。

全ての固定資産は「経理規定」「固定資産及び物品管理規定」に基づき、営繕や計画性を要する保全改修については法人が一元的に管理している。実験実習機器装置類は日常の管理者を機器毎に定め、メンテナンスを含めた管理を教員が行っている。その他、総務部と教職員が共同で毎年 9 月に棚卸を実施し、設備の状態を含めた資産価値の確認を行い、更新計画に反映させている。

固定資産図書については棚卸しがほとんど行われていなかったが、本年度は一部図書の棚卸しを実施し、将来的には全数棚卸しを実施する方向で計画当中である。

地震、火災等防災上の観点では、平成 19 年度に「防火防災規定」を定め運用している。川西市消防本部の指導の下、年に一度の避難訓練、消火器取扱訓練を全学と男子寮でそれぞれ実施している。また、平成 21 年度に川西市の災害時一次避難場所（水害を除く）の指定を受け、市の防災用品の一部を保管するとともに、大学独自としても「防火防災規定」に基づき保存食料、発電機、簡易トイレ等を備蓄し管理している。

防犯についての明確な定めはないが、教職員、学生を除く来校者は全て総務部で入構の受付と退場のチェックを義務づけている。警備については学校のカレンダーに基づき、朝 6 時 30 分から 8 時迄および 17 時から最終退場者迄は有人警備を実施し、以外は大手警備会社による機械警備システムを導入している。

学内のネットワークパソコンは、それぞれウィルス対策ソフトを配布する他、専用サーバーに侵入防止対策を施している。また、「情報機器（外部記憶媒体）管理規定」に基づき、パソコンに接続できる外部媒体等の使用に関する許認可の明確化と、取扱を徹底させ情報の漏洩、ウィルス等の侵入防止としている。

環境に対する取組は、平成 23 年度からデマンド監視を導入し、全学で省電力に取り組んだのを初め、本年度は本館 1 階の実習パイロット、2 階廊下の照明の一部を L E D に交換し、10 月に竣工した南館にはガスヒートポンプ方式の設備を導入した。

教職員の環境への取組には、5 月中旬から 10 月末迄をクールビズ期間と定め、節度を保ちながら省エネ対応の服装励行の他、全学的に夏期および冬期の空調設定温度は官公庁からの指示を遵守する指導通達を行っている。

（b） 課 題

課題は特にない。

[テーマ]

基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

基準Ⅲ-C の自己点検・評価の概要

（a） テーマ全体の自己点検・評価の要約

本学では、講義室、実習実験室、情報処理学習室、教員室、事務室等にパソコンを設置して、学生の学習支援、教職員の授業運営に活用している。また、授業科目には情報処理に関する科目をおき、I T ルーム等の情報処理関連設備の整備を図り、学生の I T スキル向上のための環境を整えている。

（b） 自己点検・評価に基づく改善計画

情報処理演習用パソコンのソフト・ハードの更新計画を策定し、平成 26 年度の実施を図る。

学内 L A N の必要性は認識しているが、本学の規模における費用対効果の議論があり、設置に向けては十分に検討を行っていく。

[区分]

基準Ⅲ－C－1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

(a) 現 状

情報科学に関する授業科目に対応すべく、技術的資源と設備の両面において計画的に維持・整備し、適切な状態を保持している。授業運営に必要な機器備品も計画的に更新し、整備を図ってきた。学生用として、教育・研究に資する情報機器を設置した情報処理学習室（ITルーム）があり、ITルーム内のパソコンについては、ネットワーク接続型ハードディスクで情報の共有化が可能となっている。さらに、教員用のパソコンで集中管理ができるシステムが構築されている。

学生には、一般教育科目の「情報処理演習」において情報処理技術を向上させている。また、ITルーム（情報処理学習室）は、授業時間以外は原則開放しており、学生に対して情報処理技術向上の機会を与えている。ITルーム等で学生が授業時以外にも利用可能なパソコン49台を学生の学習支援に供している。

また、講義室・情報処理学習室などには、教育課程編成・実施の方針に基づき、パソコン・プロジェクター・スクリーン・ビデオ・DVD等の機器を備え付けており、技術的資源の整備を図っている。

教員には1台以上、事務職員には2台のパソコンが供されており、授業や大学運営業務に活用されている。運営（保守・メンテナンス）は、総務部と事務室が連携して行っている。教職員は業務に必要なPC利用技術は十分に有しており、技術向上のための特別な研修等は実施していない。

事務室のパソコンには、各種学生情報が登録されているが、現状、エクセル等で情報を管理し各種資料を作成しており、各種情報開示については、人間系で行っているのが実情である。

図書館のIT環境については、授業や授業以外の学習支援のため、利用者が書庫内の検索用端末で書籍を確認しながら検索作業ができ、図書の貸出・返却も利用者自身の手続きで可能となっている。図書館管理業務サーバーとユーザー向けクライアント2台を設け、オンライン目録情報を提供している。

今後、洋雑誌の電子ジャーナル化が進む情勢であり、これへの対応について、情報を集めながら検討を進めている。

情報技術の一層の活用のためには、大学として視聴覚機材を用いた授業展開が必須となっている。そのためには機器・設備の充実が欠かせない要件である。現状、情報処理学習室に設置されているパソコンはウィンドウズXPで、メーカーのOSサポートが切れる「2014年問題」に対する対応が必要であり、平成26年度にパソコンの更新を計画している。

また、学生が利用可能なシステムとして、学内LAN、あるいはこれに代わるシステムが必要と思われるが、現状、学生向けの学内LANについては構築されていない。導入については、今後、在籍学生数を踏まえた費用対効果を勘案して検討していく。

(b) 課 題

学内 L A N 環境が構築されてない。

[テーマ]

基準Ⅲ－D 財的資源

基準Ⅲ－D の自己点検・評価の概要

(a) 現 状

本学は開学以来、定員充足率、学納金に頼らない運営を継続してきているが、資金収支、消費収支ともに過去 5 年以上にわたり健全な財務状態を継続できている。

安定的な運営を継続させるためには、本学を支える支援企業、個人から寄付金等の支援が欠かせない状況であるが、本学を取り巻く環境は支援先の深い理解と協力の元、継続的かつ安定的な支援の申し出を頂いている。

本学は従来どおり、身の丈にあった堅実な学校運営に徹することで、学納金等を低く抑え、優秀な人材を食品加工、包装容器等の業界に輩出するという創立者の遺志を受け継ぐことができている。

平成 23 年度に創設した「高碕芳郎教育支援基金」は、故高碕芳郎前理事長とご遺族からのご篤志により新たに創設した基金で、ご遺族の強い意思により、第 3 号基本金として教育環境整備を充実させる目的にのみ引き当てている。

その他、将来構想の第 2 号基本金積立金、退職給与引当等も計画どおり順調に積み立てができているほか、負債については、学債、長期、短期を含め借入金は一切ない。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

特に改善すべき課題はない。

[区分]

基準Ⅲ－D－1 財的資源を適切に管理している。

(a) 現 状

過去 3 年の資金収支計算書、消費収支計算書ともに収入超過になっている。

平成 23, 24 年度の消費収入および支出は例年どおりの水準であるが、本年度は新教育実習棟（南館）を新設し、アセプティック飲料充填設備を導入した関係で、資産運用収益、補助金が増加し、施設関係、設備関係の支出も増加している。

貸借対照表では、基本金合計は平成 23 年度約 85 億円から平成 25 年度約 87 億円と微増であるが、内 98%が純資産であることから健全な状態を示せていると考えている。

本学は単科の短期大学であり、大学と法人の財政関係は一体として捉えており、常に把握している。

本学が永遠に存続する財源は何一つ永劫確約されたものはないため、維持されていると言いきれないが、幸にも本学を支える支援企業、個人からは長年安定的な寄付を頂いており、本学を取り巻く環境は支援先の深い理解と協力の下、継続的かつ安定的な支援の申し出を頂いている。

各引当金は、計画どおり積み立てられている。退職給与引当金についても規定に則り、100%引き当てている。また、固定資産を除く資産の運用は「資産運用規定」に基づき運用している。

教育研究費の対帰属収入比率を表Ⅲ－２に示す。平成 23 年度は大口の株式現物寄付があり、帰属収入が大幅に増えたが、この影響を補正すると対帰属収入割合は 33.5% となり、したがって、過去 3 年間に渡って概ね 30% で推移している。また、図書等学習資源に対しても安定的に適切に配分できていると考える。

表Ⅲ－２ 教育研究費の推移

(単位：千円)

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
教育研究費	130,970	135,570	157,953
対帰属収入割合	2.1%*	30.7%	29.4%
図書費	1,309	882	763

* 株式現物寄付により帰属収入が大幅に増加した。

学生数は本年度、平成 20 年に男女共学化に移行して以来、初めて定員 70 人を下回る 65 人となり、定員充足率は 93% と 100% を割り込んだが、この程度の学納金の増減によって経営に影響が出ることはない。本学は開学以来学納金に頼らない財務形態をとっているため、定員充足率、充足率に応じた財務体質の維持について、一般的な見地からの見解は不要と考える。

(b) 課題

課題は特にない。

基準Ⅲ－D－２ 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

(a) 現状

前項でも触れたが、本学は身の丈にあった堅実な学校運営に徹し、学納金等を低く抑え、最新技術を身につけた優秀な人材を食品加工、包装容器等の業界に輩出するという創立者の遺志を受け継いでいく。

量的経営判断指標は、決算データに基づき総務部が作成し、理事長、常務理事、理事、監事等に適宜報告を行っている。平成 21 年度に S W O T 分析を実施し、本学の強

み、弱みの分析から、教育環境設備投資に関する中期計画を策定し、教育研究機器等の計画的導入と更新を図っている。

年次の事業計画案策定は、経営実態、財政状況を十分認識し、予算案編成を行っており、編成開始時に合わせ学長から編成方針と目標値等を全教職員に周知の上、編成にあたらせている。各部門の事業計画案、予算案は、改善案を盛り込み、包装食品工学科、事務室、総務部で検討、集計作業を行い、学内検討会を経て評議員会諮問、理事会で決定する。

決定された事業計画と予算、決算は、教職員連絡会等を通じ教職員に周知しており、その内、学生募集対策は専門委員会を組織して対応している。

人事計画は総務部が立案するが、関係部門長、学長、理事長などと協議の上進めており、適正運用と考えている。

施設設備の将来計画は、施設についてはこれ以上の増築はしないことは役員会等で明確に共有認識となっているが、図書館は蔵書収納の限界が近づいており、現在建て替え計画を立案している最中である。設備については、平成 21 年度以降、教育環境設備投資に関する中期計画を策定し、教育研究機器等の計画的導入と更新を図っている。

遊休資産は現在ない。今後も年に 1 度の固定資産棚卸の結果により適切に対処していく。

競争的外部資金の導入については現在停滞気味であるが、補助金獲得、企業との共同研究、受託研究は本学の強みを活かしたアプローチや社会人向けの研修教育等の効果もあり、計画以上の成果である。

本学は単科の短期大学であるので、マンパワー、施設設備に係る投資、費用はダイレクトに学内全体に届いていると考えている。

役員会で決定された事業計画・予算、決算は、直近の教職員で全教職員に伝達し周知している。喫緊の経営危機課題はないが、エネルギーコストダウン、研究費進捗情報等は逐次教職員連絡会で報告しており、情報の共有化はできていると考える。また、教職員の予算管理、コスト意識の向上を図るため、教職員連絡会での月次決算報告を行うなどの努力を行っている。

(b) 課 題

課題は特にない。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

平成 24 年度報告書に記載した未達小口現金管理を小払資金補充方式に変更する件は、平成 26 年度から運用開始するよう手続きを進めている。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

基準Ⅳの自己点検・評価の概要

(a) 基準Ⅳの自己点検・評価の要約

本学は創立以来、包装食品産業の技術者育成機関として、食品加工業界、包装容器業界等から高い支持を受け、毎年ほぼ 100%の高い就職率を維持することができている。また、近年、海外の大学、食品加工業界から注目され、連携協定による交流、短期研修者受入に結びついている。

本学を含む大半の大学は、学齢人口が減少し大競争時代に突入した一方、大学全入時代とも言われ、短期大学本来の使命に加えて大学教育の質的向上と定員確保を両立させていかねばならない困難な課題を抱えている。このような時代背景の中でも、本学は建学の精神に基づき、創立者の遺志を継いでこそ存在価値があると考えている。

本学では、理事長は学校法人のトップとして経営に、学長は大学のトップとして教育・研究に責任を有する。

理事長は長年大手包装容器メーカーの経営を担ってきた経験を持つ一方、国内外の芸術文化にも造詣が深く、幅広い人脈と経験に導かれた経営者の思考に基づく理事長のリーダーシップを発揮している。

さらに、短期大学の社会的使命の達成と、経営的な側面でのガバナンスを機能させるために、広く学内外の意見を聞きながら、理事会、評議員会のメンバー構成にも本学の健全な発展に欠かせない人材を選任し、本学の運営に積極的に関わっている。

理事長は、私立学校法および本学の寄附行為等に基づき、学校法人の意思決定機関として理事会、評議員会の招集と適切な運営を通して、経営責任とリーダーシップを発揮している。

本学の理事会は現在、理事 7 名、監事 2 名で構成している。理事長、常務理事学長以外の 5 名は外部理事で構成しており、議論も学内の考えに偏らず広く出されている。

理事長は理事会において、予算、決算、その他の議案に理事長の立場として意見を述べる一方、理事などから広く意見を聞きながら承認を得ている。

学長は、学長選任規定に基づき選任され、包装食品工学に関する研究・教育を推進している。

学長は、教授会を招集し、教育研究上の議案を審議し、議事録を記録している。

監事は会計監査人から期中、期末の業務、経理監査報告を受けた内容を十分確認する他、監事による監査の結果報告を理事会で報告している。

評議員会は私立学校法第42条および寄附行為の規定に基づき諮問機関として運営している。

本学の中期計画は、毎年見直し検討を行い、修正案は次年度の事業計画、予算に反映させている。

毎年度の事業計画、予算、進捗状況は、全教職員に説明と指示を行っている。

日々の会計処理、決算、資産および資金の管理並びに運用は、総務部が行い、全ての記録は監事に報告し、監査報告が理事会、評議員会にて承認されている。

事業報告・決算の財務情報および教育情報は、本学ウェブサイト等に速やかに公開している。

(b) 基準Ⅳの自己点検・評価に基づく行動計画

現状において、理事長の考え、理事会の方針、決算・予算等について、適切に伝達されているが、さらに、理事長と教職員との意見交換の場が設定されることが望ましい。理事長および教職員の双方とも意見交換を行うことに異存はないので、意見交換の会を、定期的な学校行事としてスケジューリングするよう検討する。これについて総務部が主体となってスケジュール確保に努め、平成 26 年度より意見交換会を開催するよう計画する。

[テーマ]

基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップ

基準Ⅳ－Aの自己点検・評価の概要

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

理事長は、私立学校法および本学の寄附行為等に基づき、学校法人の意思決定機関として理事会、評議員会の招集と適切な運営を通して、経営責任とリーダーシップを発揮している。

理事会は、3 月（次年度事業計画案・予算案の審議）、5 月（前年度事業報告・決算報告の審議）、11 月の年 3 回の定期開催に加え、臨時開催は必要の都度理事長が招集している。

本学の理事会は現在、理事 7 名、監事 2 名で構成している。理事長、常務理事学長以外の 5 名は外部理事で構成しており、議論も学内の考えに偏らず広く出されている。理事長は理事会において、理事長の立場として意見を述べる一方、議案、諮問事項を諮る際は、理事、監事、評議員から広く意見を聞きながら承認を得ている。

また、ガバナンスに関しては、私立学校法、寄附行為、運営諸規定等に基づき責任と権限を明確にし運営している。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

特に改善すべき課題はない。

[区分]

基準Ⅳ－A－1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

(a) 現 状

理事長は常に幅広い視野から学校運営に積極的に寄与しており、本学の教育理念、建学の精神については誰よりも理解しており、学校法人の社会的責任や使命を良く認

識している。

理事長は常に法人を総理しており、全般の現状報告は、適時学長や法人総務部長から受け、重要案件は必ず理事長が最終決定を行っており、運営全般にわたり適切にリーダーシップを発揮している。

本学の理事会は現在、理事7名、監事2名で構成している。理事長、常務理事学長以外の5名は外部理事で構成しており、事業計画案、予算案、重要な規定類制定、改廃、業務執行状況の確認、審議等、理事会に学外の意見を取り入れ易い環境を考えている。

また、理事長、学長、各組織および各組織の長の責任と権限は、明文化しており、理事長、学長他、各組織の長は、それぞれの職責、使命を十分理解した上で業務執行に当たっている。また、これらの執行状況は、総務部から理事、監事、評議員に報告書として毎月報告している。

理事会は、3月、5月、11月の年3回の定期開催に加え、臨時開催は必要の都度理事長が招集している。評議員会は3月、5月に定期開催している。例年5月は前年度事業報告・決算報告について審議し、3月には次年度事業計画案・予算案の審議を行っている。本年度は、理事会を3回、評議員会を2回、各々開催した。

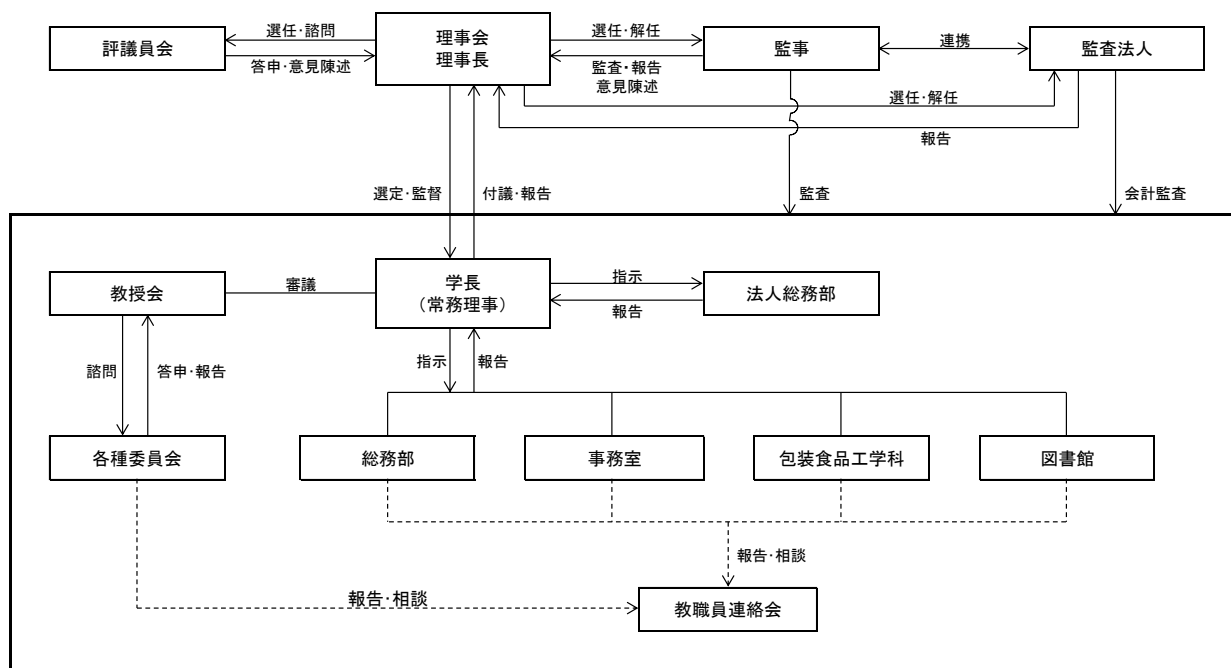
理事会は常務理事学長や理事とともに、創立者が目指した建学の精神に基づき、本学運営にリーダーシップを発揮しており、職務執行を適切に監督している。

理事長は理事会において、理事長の立場として意見を述べる一方、議案、諮問事項を諮る際は、理事、監事、評議員から広く意見を聞きながら承認を得ている。

また、ガバナンスに関しては、私立学校法、寄附行為、運営諸規定等に基づき責任と権限を明確にし運営している。

また、本学は、理事会、評議員会、幹事および監査法人を中心としたガバナンス体制を構築しており、本学のガバナンス体制図は、図Ⅳ－1のとおりである。

図Ⅳ－１ 学校法人東洋食品工業大学 ガバナンス体制



（b） 課 題

課題は特にない。

〔テーマ〕

基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ

基準Ⅳ-B の自己点検・評価の概要

（a） テーマ全体の自己点検・評価の要約

学長は、学長選任規定に基づき、理事会で指名され理事長が任命している。

学長は、建学の精神に基づき、包装食品工学に関する研究・教育を推進している。

学長は、教授会を規則等に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営し、議事録を整備している。

教授会については原則として月 1 回開催し、必要に応じて随時臨時教授会を招集している。本年度は 18 回開催した。教授会には書記を置き、事務室長を充てている。書記は議事録を作成し構成員の承認を得て、管理・保管している。

学長は、委員会を設置して各種の専門的事項を検討させている。

（b） 自己点検・評価に基づく改善計画

現状において、理事長の考え、理事会の方針、決算・予算等について、適切に伝達されているが、さらに、理事長と教職員との意見交換の場が設定されることが望ましい。理事長および教職員の双方とも意見交換を行うことに異存はないので、意見交換

の会を、定期的な学校行事としてスケジュールリングするよう検討する。

〔区分〕

基準Ⅳ－Ｂ－１ 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

（a） 現 状

本学の教育・研究上の審議事項は、教授会で審議し、議決に基づいて学長が最終決定している。各種の専門的事項を検討するための委員会を設置し、委員会からの提案を教授会で審議する体制をとっている。

学長は、学長選任規定に基づき、東洋食品工業短期大学の内外を問わず適任と認められる者のうちから選任され、理事長の推薦に基づいて、理事会において審議し、理事の３分の２以上の決議をもって指名される。そして理事会において指名された者について、理事長が任命している。

現学長 古賀守は、九州大学工学部を卒業後、九州大学助手を務め、その後東洋鋼板株式会社に転じ、本社技術部長、技術研究所長を歴任し、この間、日本鉄鋼協会技術貢献賞を受賞するなど、学識が優れ、大学運営に識見を有すると認められることから、上記学長選任規定に基づき選任され、平成 22 年度より本学の学長を務めている。

学長は、本学の教育目的である、「**食品の加工および貯蔵法の学理と技術の教授ならびに研究を行い、教養高く実践性に富む有為な人材を育成し、人類の福祉と発展に寄与する。**」に基づき、包装食品産業技術の維持・発展を支える基盤研究の推進、新実習棟の建設、カリキュラムの改変等を主導し、本学の教育・研究の推進に努めている。

学長は、教授会を学則および教授会規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

教授会については原則として月 1 回開催し、必要に応じて随時臨時教授会を招集している。本年度は 18 回開催した。教授会には書記を置き、事務室長を充てている。書記は議事録を作成し構成員の承認を得て、管理・保管している。

平成 17 年度から新しく教職員の情報交換の場として、月 1 度の教職員の連絡会を設置している。その中で、教授会および理事会の決議事項等は、必ず報告・開示することとし、情報は教職員に伝達・理解されている。

法人側の学校経営・運営についての方針・考え方を教職員に明示することは重要なことであるが、それが教学の現場に反映され、本学の教育向上、人材育成の向上に結びつかなければ意味がない。今後は理事長の考え、理事会の方針、決算・予算等について、適切に伝達することは勿論であるが、できるだけ理事長と教職員との意見交換の場が設定されることが望ましいことから、その実現に向けて努力を重ねている。

本学では、学長の下に委員会を設置し、担当委員を決め、設置規定等に基づいて適切に運営している。

各委員会は、開催するごとに議事録を作成し、教職員に公開している。各委員会は

年度初めに年度計画を策定し、年度末に総括を行って達成状況を確認している。

イ) 学生支援委員会（学則第 42 条、学生支援委員会規定による）

目 的：学生の良き相談相手となり、助言・指導の任にあたり、学生生活全般の諸問題の解決を図る。主に、部活動等の課外活動、学生寮生活、オリエンテーション、相談窓口、就職支援等を通じて、入学時における支援、日常の学生生活における支援、進路（就職）に関する支援、社会人として送り出す支援等を行うこと。

本年度には 11 回の委員会を実施するとともに、入学時オリエンテーション指導、新入生合宿研修指導、卒業生座談会の実施、入学前課題の実施等の活動を行った。

ロ) カリキュラム委員会（カリキュラム委員会規定による）

目 的：カリキュラムは教育目標を具現化するための根幹をなすものの認識のもとに、その見直しを行い、改善を推進すること。

本年度は委員会を 11 回開催した。

ハ) 入試委員会（入試委員会規定による）

目 的：少子化・大学全入時代を迎え、入学生数を確保すること、社会人の受け入れや生涯学習の推進を目的に、入試選抜制度、入試選抜方法、入試問題、その他入試改革に関する事項について調査・検討すること。

本年度は委員会を 11 回開催した。

ニ) 図書委員会（学則第 45 条、図書館規定による）

目 的：図書館の運用管理システムの改善や業務の規定化、書籍等資料の収集・収蔵・貸出・管理等の問題点の検討、更に戦略的購入およびユーザー希望図書の選定を図る。

本年度は委員会を 11 回、その他図書館関連打合せを 2 回開催した。

ホ) 広報委員会（広報委員会規定による）

目 的：大学情報の積極的な公開および広報活動の企画・実施に関する事項を審議し、本学の信頼・評価を高めるとともに、社会的知名度向上を図るための広報活動を展開して、大学ブランドの確立を目指すこと。

本年度は委員会を 14 回開催した。

ヘ) 自己点検評価委員会（学則第 2 条、自己点検評価委員会規定による）

目 的：「短期大学設置基準」第 2 条の規定に基づき、本学における教育活動の自己点検、自己評価に関する事項を審議し、本学の教育研究水準の維持向上を図り、本学の教育目的および社会的使命を達成すること。

本年度は委員会を 1 回開催した。その他、第三者評価関連会合に 3 回参加した。

ト) 国際交流委員会(学則第 32 条第 3 項による)

目 的：国際交流に関する一切の業務に関して必要な事項を審議し、本学における国際交流、国際貢献を推進すること。

本年度は委員会を 8 回開催した。その他、9 月に秋期国際短期研修を、3 月に春期短期国際研修を実施した。

チ) 紀要委員会(紀要委員会規定による)

目 的：紀要発行に関する必要な事項を審議し、本学における教育研究活動の推進とその業績を集約し、公開すること。

本年度は、委員会を 5 回開催するとともに、紀要第 2 号を発行した。

リ) 安全衛生委員会(安全衛生管理規定・安全衛生委員会規定による)

目 的：労働安全衛生法第 1 条の趣旨に基づき、短期大学の災害事故を未然に防止し、適正な作業環境の形成を促進すること。

本年度は委員会を 12 回開催した。

ヌ) 病原体取扱並びに遺伝子組換え実験に関する安全委員会(病原体等取扱安全管理規定および組換え DNA 実験安全管理規定による)

目 的：本学における病原体取扱い並びに遺伝子組換え実験に関する必要事項を審議し、安全かつ適切な実験取扱実施を確保すること。

本年度は委員会を 1 回開催した。

ル) 短期コース実行委員会(学則第 40 条による)

目 的：食品工場の現場で食品の包装に関わる仕事に従事する社会人を対象とした短期コースの開催を企画し実施すること。

食品業界に従事する社会人を対象とした育成コースが本年度で 3 年目を迎え、内容も確立されてきたことから、本年度は「短期コース検討委員会」を「短期コース実行委員会」に名称を変更した。

本年度は委員会を 3 回開催した。また、第 3 回社会人育成コースを、8 月 19 日～9 月 13 日の期間に開催した。

オ) 就業力育成支援委員会(就業力育成支援委員会規定による)

目 的：学生の就業力向上を支援するために、教育課程の編成等に関する全学的な方針を審議・策定すること。

本年度は委員会を 1 回開催した。

ワ) F D 委員会 (F D 研究会規定による)

目 的：教育の改善、教員の資質向上、学生の学習意欲向上、F D 活動に関する情報収集および講演会の開催に関する事項について検討、推進すること。
本年度は委員会を2回開催した。

カ) 産学・地域連携センター (本学産学・地域連携センター規程による)

目 的：本学の教育研究能力および人材を活用した産学連携活動の進展と地域連携の構築を図り、産業および地域社会の発展に寄与することを目的とする
本年度は9回の会合を開き、地元の川西市との地域連携および包装食品関連企業との共同研究、受託研究、技術指導などを行った。

(b) 課 題

現状において、理事長の考え、理事会の方針、決算・予算等について、適切に伝達されているが、さらに、理事長と教職員との意見交換の場が設定されることが望ましい。

[テーマ]

基準Ⅳ－C ガバナンス

基準Ⅳ－Cの自己点検・評価の概要

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

監事は会計監査人から期中、期末の業務、経理監査報告を受けた内容を十分確認する他、監事による監査の結果報告を理事会で報告している。

評議員会は22名で構成し、年2回の定時評議員会（事業計画予算、事業報告決算）の他、必要に応じ臨時にも開催し、私立学校法第42条および、寄附行為の規定に基づき諮問機関として運営している。

本学の中期計画は、教育現場の意見をできるだけ反映できるよう、毎年定期的に学内委員会で見直し検討を行い、修正案は次年度の事業計画、予算に反映させている。

毎年度の事業計画、予算は、理事会承認の後、全教職員に説明と指示を行っている。

年度予算の進捗は、毎月の教職員連絡会でエッセンスを全教職員に報告している。

本学は監査法人と監査契約を結んでおり、監査報告書等により適切に監事、理事会、評議員会等に報告されている。

日々の会計処理、決算、資産、資金の管理および運用は、総務部が行い、全ての記録は監事に報告し、監査報告が理事会、評議員会にて承認されている。

理事、監事、評議員には、月次報告書を提出している。

事業報告・決算の財務情報および教育情報は、本学ウェブサイト等に速やかに公開している。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

特に改善すべき課題はない。

[区分]

基準Ⅳ－Ｃ－１ 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

(a) 現 状

監事は学校法人の業務および財産の状況について、適宜、監査を行い、理事会に出席して意見を述べている。監査法人による期中、期末監査には全て立ち会い、監査法人と意見、情報交換を行っている。

また監事は、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会および評議員会に提出しており、寄附行為の定めに基づいて適切に業務を行っている。

(b) 課 題

課題は特にない。

基準Ⅳ－Ｃ－２ 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

評議員会は寄附行為第 21 条により、理事定数の 2 倍以上の評議員 22 名で構成し、内 9 名が学外からの選任である。諮問機関としても学内思考に偏らないように努めている。毎年 3 月には事業計画、予算案諮問、5 月に事業報告、決算諮問を定例の評議員として開催している他、必要に応じ私立学校法第 42 条および寄附行為の規定に基づき諮問機関として適切に開催している。

(b) 課 題

課題は特にない。

基準Ⅳ－Ｃ－３ ガバナンスが適切に機能している。

(a) 現 状

本学の中期計画は、より高度で専門性の高い教育を計画的に導入する目的で、平成 21 年度に立案した。教育現場の意見をできるだけ反映できるよう、毎年定期的に学内委員会で見直し検討を行い、修正案は次年度の事業計画、予算に反映させている。

毎年度の事業計画、予算は、各部門が部門長の承認を経て総務部に提出する。総務部は事務局となり、方針との整合性、経済性、計画性等を十分確認の上集計し、評議

員会諮問、理事会承認の後、直近の教職員連絡会で全教職員に説明と指示を行っている。

年度予算の進捗は、毎月の教職員連絡会でエッセンスを全教職員に報告しており、特に経常費用の予算超過費目について原因分析、対応等説明を行う等、不明確な予算超過、未達はない。なお、基準値以上の超過、未達の費目については、理事会で補正予算案として審議している。

本学は監査法人と監査契約を結んでおり、年 3 回の監査により適切に事業内容、経営数値等の監査を受け、監査報告書等により適切に監事、理事会、評議員会等に報告されている。

日々の会計処理、決算、資産、資金の管理および運用は、事務分掌規定により総務部が行い、全ての記録は監査法人が期中の実地監査を含む記録調査、固定資産棚卸立会および、期末決算に於ける実地監査結果を監査報告書として監事に報告している。監事はその結果および監事による監査報告も併せ、理事会、評議員会に報告し承認されている。

理事、監事、評議員には、学事、教授会議事録、各委員会の議事概要、決算情報等の月次報告書を作成し、できるだけ新しい情報を提出している。

事業報告・決算の財務情報は、その年度に係る最終の評議員会が終了した後、速やかに学校掲示板および本学ウェブサイト上に公開している。また、教育情報についても本学ウェブサイト上に公開し、適宜更新を行っている。

(b) 課 題

課題は特にない。

◇ 基準Ⅳについての特記事項

特に特記事項はない。

選択的評価基準

2. 職業教育の取り組みについて

基準（１） 短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

（a）現状

本学は教育目標が明確に示しているように、設立当初から職業教育に重きを置いている。その目標達成のため、一般教育科目、コース別の専門教育科目、各種資格の取得制度等の教育内容に合わせた教育体制と実習設備を有し、包装食品製造技術者養成のための役割・機能、分担を明確に定めている。また、学長を中心とした「就業力育成支援委員会」を設けており、各委員会と連携を図り、学生の就業力向上につながる教育活動の迅速な推進や、支援状況・効果等について定期的な評価を行っている。

（b）課題

伝統的な包装食品の製造技術と包装食品工学の原理・原則の教授を維持しながら、食品業界の変化およびニーズに合わせた新規技術、並びに実習設備の導入と、教育体制の再構築を図る必要がある。

（c）改善計画

本年度に新規技術、実習設備として、アセプティック飲料充填実習設備が導入され、新たな食品分野の教育が可能となった。国内で唯一の包装食品に特化した教育が行える大学として、教育と設備の更なる充実を図っていく。

基準（２） 職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

（a）現状

食品関連の学科を持つ高等学校とは以前より交流があり、水産や農学を学んだ学生の割合は高い。最近ではそれらの高校との交流をさらに密接にし、相互訪問と情報交換を行っている。本年度は、高校の要請を受け、包装食品に関する訪問講義を行った。また、専門高校教員を対象とした研修も行っており、高校から希望があれば、本学での技術実習も受け入れている。

（b）課題

課題は特にない。

基準（３） 職業教育の内容と実施体制が確立している。

（a）現状

本学で行っている教育は、食品産業の核となる包装食品の製造技術であり、教授および食品関連の資格取得のための体制は確立している。食品製造に必要な基本的知識・技術は、全学生が習得するが、2年次になると高い技術が習得できるように、専門コースを設けている。

（b）課題

課題は特にない。

基準（４） 学び直し（リカレント）の場として門戸を開いている。

（a）現状

食品業界に従事する社会人の教育を目的として、「短期コース実行委員会」を結成し、教員と事務室員が一丸となって、リカレント教育を推進している。平成 23 年からは、毎年 9 月に食品関連企業に勤める社会人への教育および食品系専門高校の教員支援を目的とした講習会を開催している。社会人の多くは長期間業務を離れることが負担であることから、5 日完結のコースを含む六つのコースを設けている。4 週間コースでは、全ての科目を修得すると、文部科学省が定める履修証明を取得でき、本学が認定する「包装食品技術管理者」の資格・称号が与えられる。本年度は参加者が 12 名（専門高校教員：2 名）で、内 5 名に称号を与えた。

また、社会人推薦入学・科目等履修等の入試制度を設け、学び直しの場として門戸を開いており、本年度は 2 年生 7 名、1 年生 2 名が在籍している。その他にも、8 月に「缶詰製造技術講習会」、9 月に「食品容器キャッピング技術講習会」、3 月に「レトルト食品製造技術講習会」を開催している。

（b）課題

課題は特にない。

基準（５） 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

（a）現状

専門学会や各種研修会の受講に努め、また、当該分野の企業との情報交換や共同研究を通じて経験と知識の向上に努めている。

（b）課題

実習教育者の育成については、実技レベルの向上のために多くの技能経験を積み重ねるだけでなく、育成に時間がかかることが課題である。

（c）改善計画

大学と企業との協力関係を充実させ、技術習得のための企業派遣等を検討する。

基準（６） 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

（a）現状

学生に対する職業教育の効果は、各種資格試験の合格率により客観的に測定・評価している。それらの結果をうけて、教育体制や手法の改善に努めている。また、本年度は卒業生や企業を対象としたアンケートを行っていないが、現在カリキュラム委員会で検討中である。

（b）課題

卒業後の学生の情報や就職先企業の本学学生の評価など、職業教育の効果を測定・評価する方法を確立し、実施、改善に取り組む必要がある

（c）改善計画

卒業生および企業を対象としたアンケートを作成し、職業教育内容を充実させる。

平成 25 年度 自己点検・評価報告書

編 集 東洋食品工業短期大学 自己点検評価委員会

発行日 平成 26 年 6 月 20 日

発行者 東洋食品工業短期大学 学長 古賀 守

〒666-0026 兵庫県川西市南花屋敷 4 丁目 23 番 2 号

電 話 072-759-4221 F A X 072-758-6959

U R L <http://www.toshoku.ac.jp/>

